

高槻市立療育センター

指定管理者の候補者の評価結果（特定施設）

指定管理者幹事会（子ども未来部）

<p>施設名</p>	<p>高槻市立療育センター ①高槻市立療育園（児童発達支援センター） ②高槻市立うの花療育園（障がい児通所支援・障がい児相談支援） 高槻市立うの花療育園分室</p>
<p>候補予定者名 （所在地）</p>	<p>高槻市社会福祉協議会グループ （代表者）社会福祉法人高槻市社会福祉協議会 （構成員）社会福祉法人聖ヨハネ学園 高槻市城西町4番6号 代表者氏名 社会福祉法人高槻市社会福祉協議会 会長 吉里 泰雄</p>
<p>候補者として適 当であるとする 理由</p>	<p>高槻市社会福祉協議会グループは、平成21年度から高槻市社会福祉事業団が運営してきた実績と経験を引き継ぎ、令和3年度から高槻市社会福祉協議会と聖ヨハネ学園の両法人によるグループとして、児童福祉法や高槻市立療育センター条例に定める理念を尊重して、お互いに協力し合いながら、療育園及びうの花療育園の効率的かつ効果的な運営を行うとともに、専門職間の連携を積み重ね、障がい児への総合的発達支援体制の構築に努め、実績を残してきた。</p> <p>また、就学前の肢体不自由児や知的障がい児、発達障がい児等を通園させて機能訓練や療育等の支援を提供するとともに、日常生活における基本的動作及び独立自活に必要な知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を提供することを目的とする施設として、本市の障がい児福祉分野における公的セーフティーネットワークの役割を担う中核的施設としての責務を果たしてきた。</p> <p>これら施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児等やその家族への相談、障がい児等が利用する施設への援助・助言を行うなど、改正児童福祉法により新たに求められている身近な地域支援の拠点としての役割を果たすことができると認められるため、高槻市立療育センターの指定管理者候補者としては、当該グループが適当であると判断した。</p>
<p>市民サービスの向上</p>	<p>各種専門職によるチームアプローチの取り組みや家族支援の推進、関係機関等との連携のもと、療育センターとして、乳幼児から就学前までの障がい児等への一貫した発達支援体制を構築し、通園児以外への支援体制も強化することで、本市の障がい児福祉行政の推進に積極的に協力している。</p> <p>各種専門職による相談体制を充実させ、利用者のニーズを把握して、支援に役立てるとともに、家族支援の充実、健康面での安全・衛生管理の確保等の取り組みを進めている。</p>

期待される効果へ提案内容	施設の効果効率的利用	<p>①両法人の協力のもと、一貫した療育・治療を提供することで、充実した療育支援・機能訓練体制の強化に努めている。</p> <p>②職員の相互派遣や一体的運営管理に伴う総括的な研修の実施などにより、共通認識のもとで、効率的、効果的運営を図っている。</p> <p>③障がい児等の療育に関する共通課題を取り上げ、共同企画での研修会を実施し、支援の強化や業務改善への意欲の向上に努めている。</p> <p>④給食業務において献立の作成や調理業務の一部を連携し、効率的な運営に努めるとともに、アレルギー対策やミキサー食等を提供することで、一人ひとりの状況に合わせた安心、安全な食事の提供に努めている。</p>
	独自の提案及び自主事業の実施	<p>【療育園】医療・福祉関係の教育機関からの積極的な実習生の受入れや、各種会議や市内団体主催研修会への職員派遣を行うことで、地域支援体制の充実に寄与する。</p> <p>【うの花療育園】保護者のニーズに応じた延長保育・一時保育（早朝受入、延長受入、一時受入）の実施や、園庭開放の実施（園児や卒園児、待機児の余暇を過ごす場の提供）により、保護者支援体制の強化を図る。</p> <p>【共通】両園における専門職員の相互派遣を実施し、効果・効率的な人員体制の活用と、幅広い高度な専門性の向上を図る。</p>
	経費の削減	<p>【提案額 422,532,000円】</p> <p>療育園分 203,208,000円</p> <p>うの花療育園分 219,324,000円</p> <p>【市の提示額 422,532,000円】</p> <p>療育園分 203,208,000円</p> <p>うの花療育園分 219,324,000円</p> <p><参考> (令和6年度予算) (平成5年度実績) (平成4年度実績)</p> <p>療育園</p> <p>支出 148,024千円 135,013千円 127,550千円</p> <p>収入 148,024千円 146,221千円 144,599千円</p> <p>うの花療育園</p> <p>支出 162,400千円 164,623千円 166,063千円</p> <p>収入 162,400千円 163,843千円 163,852千円</p>
	その他	<p>安全管理の面においても、法令を遵守するとともに、①施設の警備、防犯体制②利用者の安全対策（事故対応・緊急対応・防災対策・災害発生時の対応）等により総合的な安全管理体制の構築を推進している。</p>

指定管理者候補者選定評価総括表

対象施設： 高槻市立療育センター

所管課： 子育て総合支援センター

候補予定者： 高槻市社会福祉協議会グループ

<総合評価点>

()は配点

価格評価点 (30)	サービス水準等評価点 (70)	総合評価点 (100)
21.00	65.10	86.10

<価格評価点>

市提示額(円)	提案額(円)	配点	価格評価点
422,532,000	422,532,000	30	21.00

価格評価点 = *履行確保の確認を要する額 / 提案額 × 配点

*市提示額の70%

※少数点第3位以下を切り捨て第2位まで求める。

<サービス水準等評価点>

サービス水準等評価点(単独分)	配点	サービス水準等評価点
93	70	65.10

サービス水準等評価点 = サービス水準等評価点(単独分) × 配点 / 100

※単独分は100点満点で算出した評価点

指定管理者候補者選定評価表 —サービス水準等評価—

<評価基準>

評価点	大変良い	良い	普通	やや不十分	不十分
5点	5	4	3	2	1

対象施設： 高槻市立療育センター

所管課： 子育て総合支援センター

評価項目 (★は規則に定める項目)	配点	評価点
1 市民の平等な利用の確保に関すること。	20	19
★(1) 団体の理念、姿勢及び社会的責任	5	5
・団体の経営方針が公共施設の担い手として適切であること	5	5
・地域の連携を図っていく姿勢があること	5	5
★(2) 施設の利用者への対応	5	4
・利用者からの苦情申立に対して、適切に対応・処理し、解決できる体制があること。	5	5
・利用者の健康、生活相談、助言を適切に行える体制であること	5	5
2 施設の効用の最大限の発揮及び管理経費の縮減に関すること。	15	14
★(1) 類似施設の運営実績	5	5
・同様施設の管理の実績があること	5	5
★(2) 効率的運営及び効率化への取組	5	4
・経費削減についての考え方、方法が適切であり、実現の可能性があること	5	5
★(3) 指定への意欲及び熱意	5	5
・障がい福祉の増進を念頭に置き、受託への意欲があること	5	5
3 施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力に関すること。	40	37
★(1) 団体の安定性及び継続性	5	5
・安定した経営基盤、財務状況であること	5	5
★(2) 団体運営の公正性及び透明性	5	5
・公正かつ透明性のある組織運営を行っていること	5	5
★(3) 団体運営における法令の遵守	5	5
・労働基準法の遵守等、適正な労働条件を整備していること	5	5
★(4) 情報セキュリティ対策への取組	5	5
・個人情報保護の理解と管理方法が適切であること	5	5
★(5) 施設管理の安全性への配慮	5	5
・施設、設備、備品等の保全の考え方、維持管理体制が適切であること	5	5
★(6) 職員の研修	5	5
・時期、方法、内容等が適切であり、具体性のある研修計画であること	5	5
(7) その他管理に際して必要な事項	5	4
・人権の遵守、環境問題への取組	5	4
・地域への寄与 (従業員の雇用、資材等の調達、高齢者、障がい者就労困難層への雇用・就労支援の取組等)	5	3
4 施設の設置の目的の寄与に関すること。	5	3
(1) 独自事業の取組	5	3
・地域における障がい児支援の中核的機能を持つ施設であることを十分に理解し、その機能に寄与するため独自事業を行うこと	5	3
5 市民サービスに関すること。	10	10
(1) 利用者等のニーズに関する取組	5	5
・利用者に加え、地域全体のニーズを把握・理解し、常にその立場に立ったサービスを提供できること	5	5
・児童及びその家族等を含めた、継続的なフォロー体制を構築していること	5	5
6 危機管理体制に関すること。	10	10
(1) 事故への対応	5	5
・事故発生時の対応及び職員配置体制がとられていること	5	5
(2) 防犯・防災への取り組み及び災害等発生時の対応	5	5
・各種取り組みを実施している。また、災害等の緊急時の対応策について、実効性、有効性が担保されていること	5	5
合 計	100	93

指定管理者指定申請書

令和6年9月4日

（あて先）高槻市長

主たる事務所の所在地

高槻市城西町4番6号

申請者 名称 社会福祉法人

高槻市社会福祉協議会

代表者の氏名 会長 吉里 泰雄 印

電話 072-674-7496



次の公の施設の指定管理者として指定を受けたいので、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

公の施設の名称	高槻市立療育センター ①高槻市立療育園 ②高槻市立うの花療育園
所在地	①高槻市郡家本町5番3号 ②高槻市郡家本町5番5号

備考 代表者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

事業計画書

令和 6年 9月 4日

<p>申請団体</p>	<p>高槻市社会福祉協議会グループ 代表者：社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 構成員：社会福祉法人 聖ヨハネ学園</p>
<p>指定を受けようとする施設</p>	<p>(1) 高槻市立療育園（高槻市社会福祉協議会） (2) 高槻市立うの花療育園（聖ヨハネ学園） 高槻市立うの花療育園分室</p>
<p>管理運営を行うに当たっての経営方針</p>	<p><u>(1)グループとしての経営方針(高槻市社会福祉協議会グループ)</u> 高槻市立療育センター条例に定められた「障害児に対し一貫した療育・治療等を行うことにより、療育体制を確保し、社会福祉の増進に資するため、高槻市立療育センターを設置する。」という目的に基づいて、地域における障がい児支援の中心施設として、本人支援・家族支援・地域支援・移行支援の充実に努め、両法人の強みを活かしながら地域の事業所支援を協同で実施するなど、様々な支援の効果的な在り方や事業運営をめざす。また、市内の様々な分野の関係機関との連携も進め地域全体での障がい児支援体制の構築を図る。</p> <p><u>(2)療育園の管理運営についての経営方針(高槻市社会福祉協議会)</u> 高槻市立療育センター条例第1条にあるとおり、支援を必要とするこどもとその家族のために療育体制を確保し、社会福祉の増進に資するよう「公の施設」として各事業を管理する。 また、療育園の基本理念を【「こどもがかがやく・笑顔でかがやく・家族とともに」 みんなが地域で共に生きる社会】とし、各事業における基本方針は「療育園を利用した人たちが社会とのつながりを持ち続け、個別に必要な支援を受けながら生活的・精神的・社会的・経済的に自立し、自らに自信を持って成人期以降をすごすことができるようにする。」とさだめ各事業の運営に努める。</p> <p><u>【療育センターとして実施する業務】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域障害児支援体制強化事業(中核的機能) ①障がい児支援事業所の質の向上に向けた取組 地域の障害児支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーションの実施に関し、療育センターとして療育園とうの花療育園が協同で「事業所向け研修会」の実施と地域の事業所への「個別訪問指導」を行う。 ・一体的運営管理に伴う総括的な取組 ①業務上の協力関係について、それぞれの園において人員配置がされていない職種(医師)などについて、効果的な人材活用のため相互派遣を実施する。 ②施設のハード面での共同利用や活用を図る。 ③給食調理の一部共有化(食材購入など)することで経費の節減に努め、年齢にあわせたメニューや栄養バランスの工夫などを共同で研究し、安全で美味しい給食を提供する。 <p><u>【療育園で実施する業務】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援 <p>中核的機能として幅広い高度な専門性を発揮するために、様々な職種を配置したうえで、就学前の発達に支援が必要なこどもに対し、個々の発達状況や支援課題に合わせた本人支援や家族支援を行い、必要に応じて地域のインクルージョン推進の一つとして移行支援を実施する。あわせて、併設する療育園内診療所では管理医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を配置し管理医師の治療指示書に基づいて、利用児の疾患や症状による個別の発達課題に対してリハビリテーションを実施するとともに、必要に応じて心理職による発達検査を実施する。</p>

・保育所等訪問支援

地域のインクルージョン推進の中心事業であるこの事業には、障がい種別を問わず幅広く対応できるように専門職を配置する。そのうえで、保育所など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、当該児童がその他の児童とともに集団生活を送ることができるように本人や支援者への専門的支援や可能な範囲での環境調整などを行う。

また「個別支援計画」の作成にあたっては、子ども本人を中心に保護者、支援者の三者の意見を反映することを心掛け、その計画に基づいた支援を提供する。訪問後も、子ども本人や保護者からその後の様子などを聞取るとともに、訪問施設や他施設とも連携を図り、こどものウェルビーイング向上に努める。

・地域障害児支援体制強化事業(中核的機能)

①巡回相談・巡回支援

地域のインクルージョン推進の一つとして、市内の保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校などで発達に課題のあるこどもを支援している施設を計画的に巡回し、職員の困りごとに対して助言などの支援を行う。また、医療的ケアを必要とするこどもを受け入れる施設に対して円滑な受入ができるよう必要な支援を行う。

②「気づき」の段階からの相談支援及び訪問型の専門相談

地域の発達支援の入口としての相談機能として、高槻市の母子保健事業や子育て支援事業と連携し、こどもの成長や親の子育ての中での「気づき」の段階から親子をサポートし、必要に応じて適切な支援につながるよう支援を行う。

③地域の子育て世代の保護者支援・相談支援

保護者支援プログラム(ペアレント・トレーニング、ピアサポートなど)を含め、市民を対象に子育て広場や学校・発達支援事業所など様々な場所で勉強会や講座を実施することで、地域住民や保護者の子育て力の向上を図る。

・障がい児相談支援(計画相談)

障害児通所支援等を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等、利用計画の見直し(モニタリング)などを行う。

・居宅訪問型児童発達支援

医療的ケアや重度の障がいのために、著しく外出が困難な児童の居宅に訪問し、個々の発達状況に合わせた児童発達支援を行う。また、通所支援へ向けた移行支援を実施する。

・外来リハビリテーション

医療機関からの紹介をもとに、障がい種別に関わらず治療が必要な障がい児を対象に外来にて医師の診察及びリハビリテーションを実施するとともに必要に応じ関係医療機関などと連携し発達検査なども実施する。

・放課後等デイサービス

就学する障がい児(重症心身障がい児に限る)に対し、授業終了後などに生活能力向上のために必要な支援や社会との交流を促進する支援を行うことで、こどもの自己肯定感や自己有用感が高まるような支援を実施する。

【うの花療育園で実施する業務】

・児童発達支援(うの花療育園)

就学前(年少～年長)児を対象に「ことばが遅い」「落ち着きがない」等、こどもの行動や子育てに心配や不安を抱いている保護者とそのこどもに対し、保育士、臨床心理士(公認心理師)、言語聴覚士、看護師、作業療法士、理学療法士など専門職がチームを組んで、こどもの発達支援と保護者相談を行う。

特に保護者に対しては、障がいを持つこどもの特性を理解できるよう援助し、生活場面での支援方法を模索追及し、家族の生きる力が育まれるよう家族支援を行う。

・乳幼児療育事業(うの花療育園分室)

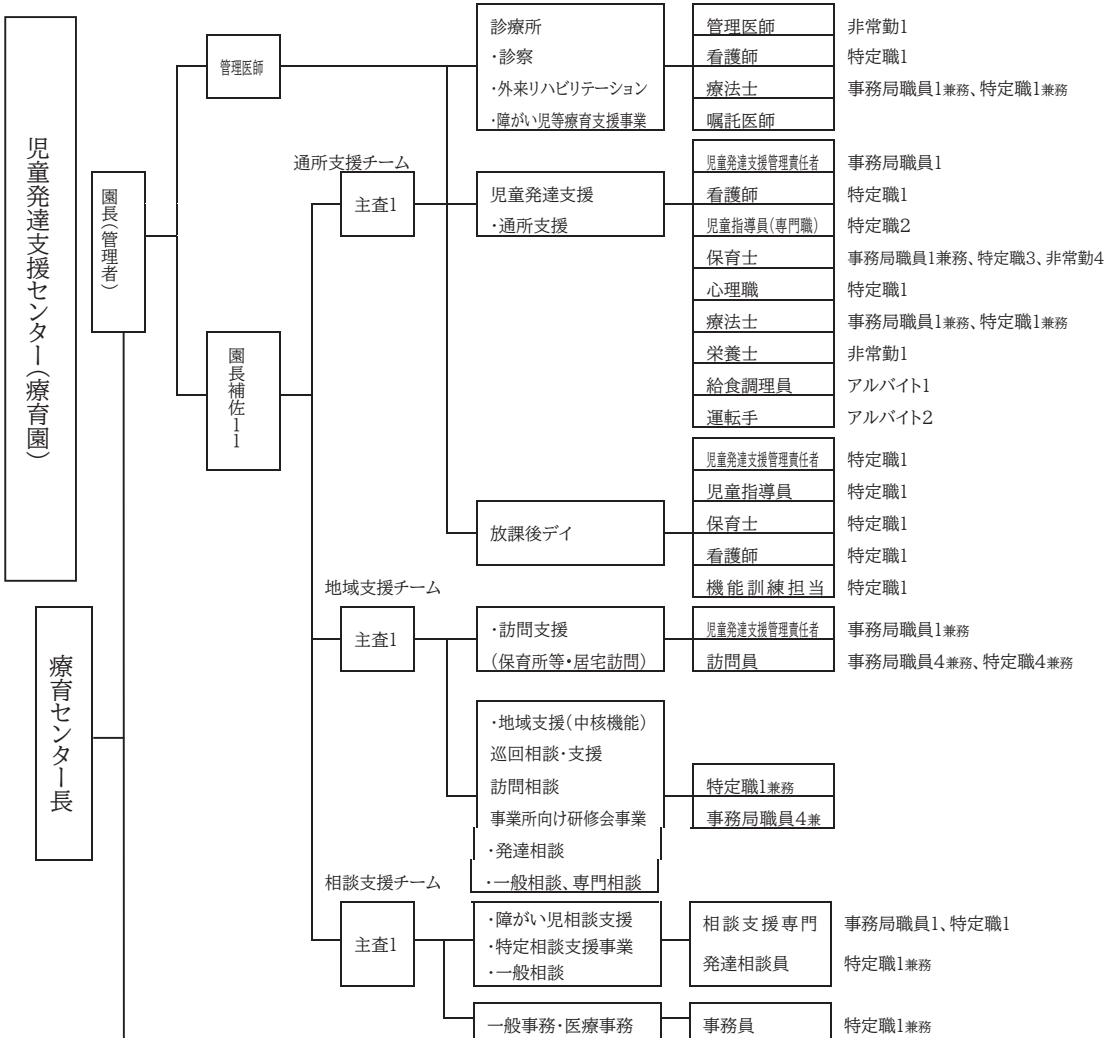
概ね2歳児を対象に「ことばが遅い」「落ち着きがない」等、こどもの行動や子育てに心配や不安を抱いている保護者とそのこどもに対し、保育士、臨床心理士(公認心理師)、言語聴覚士、看護師、小児科医、作業療法士など専門職がチームを組んで、こどもの発達支援と保護者相談を行う。実施頻度は、通年で週1回親子での利用とし、月曜日～土曜日まで療育を提供する。

また、療育にあたっては、総合的なアセスメントの元、発達の基盤となる関係性を重視し、運

<p>管理運営を行うに当たっての経営方針</p>	<p>動、認知、言語それぞれの領域が幅広く成長できるような活動プログラムと共に、こどもの主体性や意欲が高まるよう、気持ちに寄り添ったアプローチを行う。保護者に対しては、個別及びグループ懇談の中で、こどもの発達に関することや関わり方、次の進路などあらゆる相談に応、こどもと保護者が安心して利用できるよう努める。</p> <p>・保育所等訪問支援</p> <p>地域の保育所等に通う児童が、楽しい園生活、学校生活を送ることができるよう、保護者からの申込みを受けて、児童の支援に対する専門的な知識、技術を持った訪問支援員が児童の属する保育所等に訪問し、生活環境や関わり方に対する支援、配慮する等について助言を行う。</p> <p>訪問は、保護者と共に「個別支援計画」を作成し、それに基づいた支援を提供し、半期ごとに見直しを行う。訪問後は、報告書を作成し、保護者への報告を行う中でニーズを探ると共に、訪問先施設との連携、その児童が利用する他施設(デイサービス等)と連携を図りより良い支援につなげる。</p> <p>・障がい児相談支援(計画相談)</p> <p>発達等に不安がある児童、またはその保護者の相談を受け、必要な通所支援サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス等)等を紹介するなどし、共に考えながら利用計画を作成する。定期的にモニタリングを行い、児童がより良い生活を送ることが出来るよう支援する。個別支援会議を行い、事業所同士の連携を図り、より良いサービス提供につなげる。</p> <p>療育センターの役割として、上記事業を円滑に行うと共に、積極的に地域連携を図り、障がいのある児童とその家族にとって、手厚く中心的なサポートができる施設づくりを目指す。</p>
<p>管理を行うに当たっての安全面からの特徴的な取組</p>	<p>(1) <u>総合的な安全管理体制について(高槻市社会福祉協議会グループ)</u></p> <p>①施設の警備・防犯体制、②利用者の安全対策(ア事故対策・イ緊急対応・ウ防災対策)、③保険・保障関係について、それぞれの施設の特性・特徴を尊重しつつ、連絡・連携を密に行い、共通する部分に関しては、効率的・効果的な側面から総合的な安全管理体制の構築を推進していく。</p> <p>(2) <u>療育園における取組(高槻市社会福祉協議会)</u></p> <p>①「高槻市地域防災計画」に基づいた「社会福祉法人高槻市社会福祉協議会防災対策に関する取扱要綱」により、災害の発生に備えるため、職員の緊急配備体制を整え、事業の実施並びに利用者の安全確保と物的被害の軽減に努めるとともに、市関係課及び法人本部との密な連絡調整を図り、利用者の「安心」「安全」の確保に最大限に取り組む。</p> <p>②「社会福祉法人高槻市社会福祉協議会防犯対策に関する取扱要綱」に基づき、不審な来訪者に対する防犯及び利用者の安全確保に努め、玄関の防犯カメラの設置や、施設周辺の安全パトロール(見回り)を随時実施する。</p> <p>③安全管理マニュアルを整備し敷地内や建物の設備や備品の安全管理に努め、通園バスの運行についても、毎日の運行前点検・アルコールチェックの実施や車内置き去り防止の対策を取るなど日々、安全管理に努める。万が一園内または送迎時に事故が発生した場合も適切に対処できるように事故対応マニュアルを整備するとともに、利用者の安全確保と再発防止に努める。</p> <p>④心肺蘇生法とAEDの取り扱いについて、職員への研修を定期的実施する。</p> <p>⑤様々な感染性の疾病が施設内で蔓延するのを防止するために、感染対策指針に沿って、感染対策を行う。具体的には施設内の消毒や室内の換気、温度・湿度の適正な管理や利用者・職員の手洗い、うがいの励行を行う。</p> <p>⑥自衛消防組織を形成し、月1回の地震・火災に備えた避難訓練を実施する。自然災害については事業所災害用 BCP に基づいた管理を基本に、様々な災害を想定した上で訓練などに反映させ、職員・利用者の防災意識や災害対応能力の向上に努める。</p> <p>療育園利用中の利用児の事故などによる怪我に対しては、傷害保険への加入や行事保険の利用で対応する。また診療所での事故へは医師賠償責任保険へ加入することで対応する。</p> <p>(3) <u>うの花療育園における取組(聖ヨハネ学園)</u></p> <p>①安全面では、個々のこどもの障がい特性を各職員が把握し、安全確認をしながら、人的配置を工夫すると共に、日々の環境整備に加えて、週1回、遊具および建物の安全点検を行い、危険箇所があれば直に対処する。個々のこどもの障がい特性の把握には、家庭との連携が欠かせないため、日常的に保護者との連絡を密にし、緊急対応(主治医・搬送先等)についても確認し、信頼関係を築くことに努める。</p>

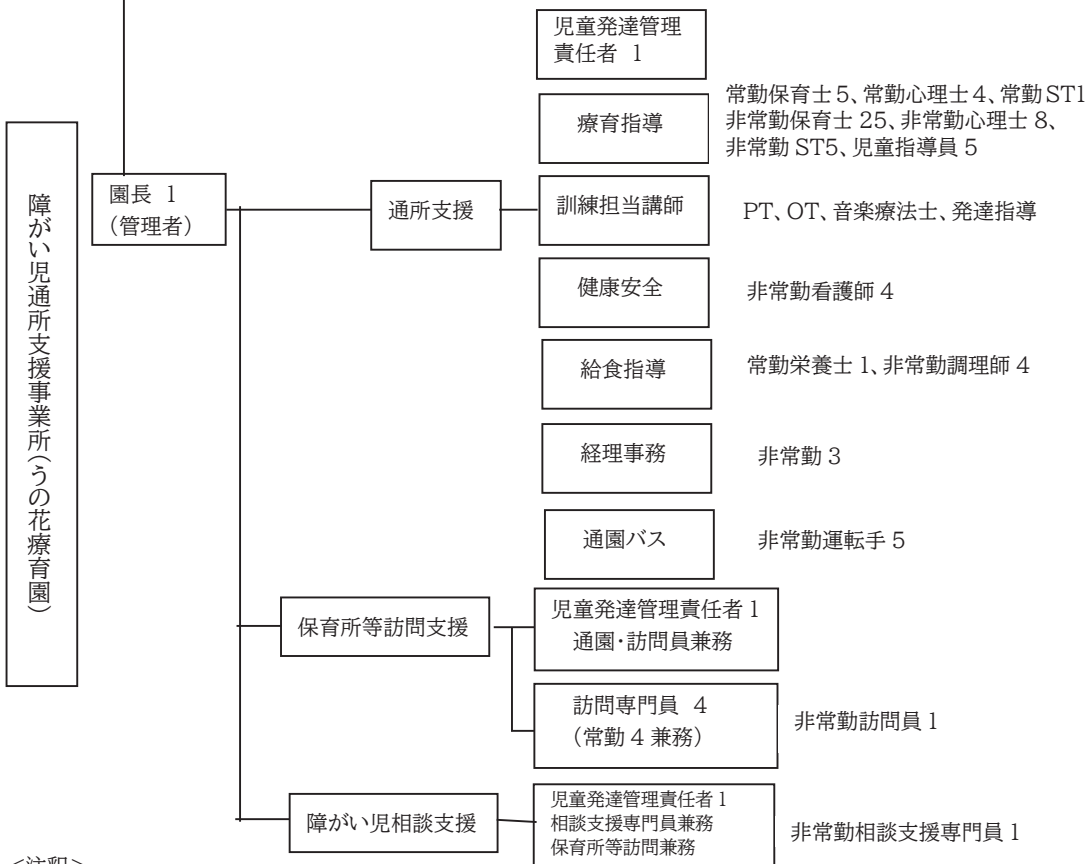
管理を行うに当たっての安全面からの特徴的な取組	<p>うの花療育園分室では、日々の環境整備の中で安全点検を行い、危険個所の対処を実施。保護者同伴ということもあり通院を伴う緊急対応については、搬送先など職員及び看護師が保護者に聞き取り対応。医療的処置が必要な児童については、事前に医療機関の確認に努める。</p> <p>②こどもの安全を守るために、月1回の避難訓練(地震・火災・不審者)、年2回の防火訓練(内1回は消防士立ち会い)、それに加え、全園児が年1回近隣の避難場所(今城塚公民館)へ避難する訓練も実施する。また緊急時や救命時に備え、2年に1回、現場職員が普通救命講習を受講するよう要請する。また、不審者侵入を想定した防犯訓練を実施する。</p> <p>うの花療育園分室では、月1回避難訓練(地震、火災、不審者)、館の訓練を年2回実施し、職員が参加する。また、緊急時や救命時に備え、2年に1回、現場職員が普通救命講習を受講するよう要請する。</p> <p>③うの花療育園、分室共に、避難確保計画及び地震・感染症におけるBCP(業務継続計画)をふまえた安全計画・安全危機管理各マニュアルを作成し、日頃の備えと災害発生時の被害防止を目指し、2ヵ月に1回、災害対策会を開催する。</p> <p>通園バスについては、安全運転の徹底、事故防止策の実施、事故の際の被害を最小限度に食い止めるための確認の徹底を行う。加えて、置き去り事故防止に備えた人員の確認(朝礼時、園到着後、車庫にてエンジン停止後、計3回の確認)及び安全装置の起動・解除を運行毎に行う。</p> <p>④不審者侵入については、中門のオートロック、防犯ビデオを設置し、保護者の方は、来園時名札着用を徹底する。夜間においては、警備会社による、防犯警備体制を敷く。うの花療育園分室は、障がい者福祉センターの防犯対策及び施錠対応を行う。</p> <p>⑤感染症(新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等)の施設内感染を防止するために、感染症対策委員会を設け、予防や訓練を実施。日常では、施設・バス内の消毒と室内の換気を行い、適温・適湿を管理し、利用者・職員の手洗いを励行する。うの花療育園分室でも、感染症対策委員を設置し、訓練及び事業所内の消毒、入室時の検温、手洗いなどの予防対応を実施する。</p> <p>⑥うの花療育園、分室共に、園児・職員の事故・怪我の対応には、賠償責任保険・傷害保険・労働災害保険・レクリエーション保険に加入して対応する。</p>
-------------------------	--

職員の配置(指揮命令系統図を含む)



↑<以上は、社会福祉協議会職員で構成する

↓<以下は、聖ヨハネ学園職員で構成する



<注釈>

1療育センター長は、一体的運営管理の責任者として、高槻市社会福祉協議会の職員とする。

2療育園長は、療育園の運営管理の責任者として、高槻市社会福祉協議会の職員とし、その所属職員の指揮監督を行う。

3うの花療育園長は、うの花療育園の運営管理の責任者として聖ヨハネ学園の職員とし、その所属職員の指揮監督を行う。

施設管理について	<p>職員の研修計画</p> <p><u>(1) 療育園職員への研修(高槻市社会福祉協議会)</u> 年間研修計画に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>①法人全体研修 人権研修・コンプライアンス研修・個人情報保護及び苦情解決に関する研修・ハラスメントの防止についての研修。</p> <p>②施設(療育園)職場研修 (児童発達支援センターなどの質の向上のための人材育成を踏まえて)</p> <p>ア 実技研修として、各専門職間の専門技術・知識の相互学習、ケース研修を定期的実施。</p> <p>イ 職場研修として、災害 BCP、感染対策、虐待防止及び身体拘束適正化、安全管理に係る研修を行う。また、事務局職員や役職職員に対し、一般事務や経理事務についての基礎的な研修を行う。</p> <p>ウ 関連機関等への派遣研修として、同種施設・同種専門分野の合同専門研修に参加する。 (研修成果を療育実践に反映)</p> <p>エ 障がい児支援研修として、児童福祉法など利用児に影響を及ぼす各種福祉課題やトピックスに関する学習会へ参加する。</p> <p>③その他 法人の福祉資格取得支援制度の活用及び事業指定に必要な資格継続のための講習会への参加。</p> <p><u>(2) うの花療育園職員への研修(聖ヨハネ学園)</u> 年間研修計画に基づき以下のとおり実施する。</p> <p>①法人研修～採用時・フォローアップ・3年目・5年目・7年目・経理・準職員、主任研修を実施 テーマは、人権問題・業務推進と人間関係構築・コーチング・リーダーシップ論・問題解決と業務改善・人事考課制度・SDGs 等。</p> <p>②研究発表～勤続年数により呈示されたテーマについてレポートを書き発表を行う ・3年目職員実践研究発表「私の職場での工夫と改善、その評価」。 ・中堅職員実践研究発表「私の職場での理論と実践、その評価」「福祉現場の体験によるこれからの課題と展望」。</p> <p>③法人全体研修～年1回実施(法人セミナー) テーマは、法人の理念・コミュニティ・メンタルヘルス・苦情解決について等。</p> <p>④園内研修 ・発達指導講師による研修を年2回実施。 テーマは、事例検討・家族支援・職場における人間関係構築・療育実践内容について。 ・全体研修を年2～3回実施。 テーマは、虐待防止・身体拘束に関する研修/人権研修等・感染症予防と訓練研修等。 ・新任研修 随時(常勤・非常勤うの花療育園分室共に)。 テーマは、お子さんへの理解・発達・個人情報・虐待防止・感染症・安全計画について等。 ・その他、他機関との合同研修会・音楽療法・福祉サービスについて等。 うの花療育園分室でも、事例検討会、人権研修(虐待防止、身体拘束、個人情報保護等)、感染症対策を実施。また、外部講師による発達に関する研修を年に1回実施する。</p> <p>⑤園外研修 随時職務として、または自己研鑽のため参加 うの花療育園、分室共に、随時職務とし、自己研鑽のため研修に参加する。 障がい児者問題:障がい児者政策・障がい理解障がい児者支援・援助方法・権利擁護等。 専門知識の向上:発達心理・臨床心理・保育技術・食育問題・医療等。</p>
----------	--

	<p>個人情報の保護の措置</p> <p><u>(1) 療育園</u></p> <p>「個人情報の保護に関する法律」や「社会福祉法人高槻市社会福祉協議会個人情報等管理規程」、特定個人情報の安全管理措置について定めた「社会福祉法人高槻市社会福祉協議会特定個人情報保護規程」に基づき、「特定個人情報保護マニュアル」を定め、個人情報を適正に取り扱うとともに、その保護と管理を図る。また、利用者の個人情報に触れる機会が多い職場であることから、職員には職場研修等により、これら法令や事務要領等の周知徹底を図るとともに、適切な情報管理に努める。</p> <p><u>(2) うの花療育園</u></p> <p>「社会福祉法人聖ヨハネ学園個人情報保護規定(平成17年4月1日施行)」に基づき、適正な個人情報の取り扱いとその保護を図っていく。なお、うの花療育園では「高槻市個人情報保護条例」に則り「社会福祉法人聖ヨハネ学園指定管理受託事業個人情報保護規定」を作成し、管理規定の中にも個人情報の条項を追加記載し、日々の個人情報の取り扱いに注意する。</p>
<p>施設管理について</p>	<p>経理</p> <p><u>(1) 療育園の経理(高槻市社会福祉協議会)</u></p> <p>社会福祉法人会計基準に基づき計算関係書類を作成し、費用対効果の向上など、適正な予算管理に努め、法人監事監査による評価や助言及び税理士の指導を仰ぎ、適正かつ公正な支出管理を行い、さらなる財務規律の強化に努めていく。また、財務上の観点から経営の改善や健全化を図る。</p> <p><u>(2) うの花療育園の経理(聖ヨハネ学園)</u></p> <p>社会福祉法人会計基準に基づき、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録など情報公開に対応した簡潔、明瞭な財務諸表を作成し、財務体質の改善や費用対効果によるサービスの質の向上に努める。更には、社会福祉法人としての高い公益性に鑑み、適正な資金収支計算書を作成し、当該年度における資金の収支を明確にするためにも、税理士の指導を仰ぎ、健全な経営を行うよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務所の年2回の監査、及び年1回の法人監事監査により経理の健全処理と活力のある事業展開を図る。 <p><u>(3) 一体的運営管理に伴う総括的な経理(高槻市社会福祉協議会グループ)</u></p> <p>それぞれの法人会計、施設会計の方針等を尊重することを原則としたうえで、一体的な運営管理を実現するために必要な経費(総括的経費および相互協力に起因する経費など)の取り扱いについては、2法人間の協議による合意を前提に、その経費の支出に適した会計区分等を選択することとする。</p>
<p>施設運営について</p>	<p>サービスを向上させるための方策</p> <p><u>(1) 療育園での取組(高槻市社会福祉協議会)</u></p> <p>サービスの向上、利用者満足度の向上は利用者のニーズ把握から始まり期待値の調整とその期待値を上回る支援などが必要となる。全ての事業について、傾聴の姿勢を基本としながら利用者の期待値が過剰なものとならないように各事業の目的や支援内容を丁寧に説明するとともに、利用対象児の現状について保護者などと共通の認識となるように十分なコミュニケーションを取るよう努める。また、個別支援計画などで定めた目標についてはモニタリングや個別懇談を実施し現状の確認などを定期的におこない目標の達成に努める。</p> <p>また介助員を配置し、保護者の出産や入院等やむを得ない事情で親子通園が難しい場合や就学に向けた移行のための取組として介助員制度を整備しこれを実施する。</p> <p>療育園の利用の有無を問わず、支援を必要とするこどもとその保護者や支援をしている人への支援などは療育園の各事業の連携や関係機関との連携を密にし、支援対象者のライフステージに合わせた、適切な支援につながるようサポートを続けることでウェルビーイングの向上につながると考える。</p>

(2) うの花療育園での取組(聖ヨハネ学園)

保育士・心理士・言語聴覚士・PT・OT・看護師・栄養士がチームを組み、様々な側面から子どもを捉えた5つの領域「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の視点と保護者の要望をふまえた個別支援計画案を作成し、保護者の確認のもと、生活場面を通じて支援に取り組む。個別支援計画は個々の成長発達を見ながら半期に1度見直しを行う。

①集団プログラム:子ども達が集団の中で過ごす意義を踏まえた上で行う

・個々の特性を配慮したクラス編成を行い、担当が個々のこどもの状況(障がい特性・家庭環境)を把握した上で、一人ひとりが自信を持って活動できるような環境設定を行い、集団の中で、様々な経験を積み重ねる中で社会性を育て、生きる力を育てる。

・親子通園日を設け、こどもの生活の中での支援を保護者と共有できる機会を設ける。

・地域ボランティアの導入・近隣幼稚園との交流を図り、地域で生活していく基盤づくりを行う。

②個別プログラム:心理士・言語聴覚士は年1回実施する発達検査・聴力検査の結果及び担任から生活場面での課題等を聞き、それに基づいて個別プログラムを作成し、個別療育に取組む。身体的機能に課題のある子どもについては、療育園との職員交流を行ない、担当職員がPT・OTから助言を受け、プログラムに取り入れる。個別療育を通して、個々のこどもが必要としている支援を行い、自立し、自信をもって主体的に生きる力と人間関係の構築をめざす。また、個別プログラムでの経験を集団プログラムで活かせるよう、担任とカンファレンスを行う。

③家族支援:保護者の育児不安や精神的問題、あるいは病気、虐待、ひとり親家庭、生活保護等、行政的援助が必要とされる家庭があり、必要に応じて行政と連携し、生命の安全の保障、生活の基盤作りの援助・指導等、家族支援を行う。また、必要に応じて個別支援(例えば、個別送迎、時間外保育等)対応を行うため、関連機関との密な連携と協力、役割分担をしながら、総合的な家族支援を検討する。また、障がいのある子のきょうだいも、自分らしく生活することが出来るよう、きょうだい児支援にも取組む。

④ペアレント・トレーニング:在園児保護者を対象に、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者の関わり方や心理的ストレスの改善、こどもの適切な行動促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムとして実施する。

⑤食事・食育:食事は、栄養士が園児の成長発達を踏まえたうえでの献立作成を行い、毎日給食を提供する。食材は、旬の物を取り入れると共に、できるだけ冷凍食品は使用せず、子ども達により美味しく安全な食物の提供を行う。また、色々な味にであう事ができるように、食材の種類も多く取り入れる。食物アレルギーがある子どもには、健康の事に配慮した除去食を提供する。更に献立は、給食会議・栄養士の給食場面への参加などを通して、子ども達の様子を把握に努める。食育の点では、バイキング給食や親子クッキングを取り入れるなど、こどもが楽しんで食べる工夫を行うと共に、園庭で野菜を育て、栄養士が食材を見せながら食事について話をする機会を設ける等、食への興味関心を育てる。また、栄養士は、年1回の栄養についての保護者向け講演会を行うと共に、保護者へのアンケート及び担任を通して、子ども達の食生活の様子を把握し、必要があれば保護者相談・栄養指導等の個別対応にも応じる。

⑥安全・衛生管理:入園時健康診断の結果に基づき、看護師(必要に応じて園長・主任も同席)が保護者懇談を行い、健康状態や配慮等を把握したうえで、日々の療育を行う。また、必要に応じて、主治医と連携を図る。また、看護師・担任による日々の触診・視診、医師(小児科・歯科・耳鼻科)による定期健診にて健康チェックを行い、体調管理を充分に行うと共に、個々のこどもの健康状態を把握し、必要に応じて、看護師が保護者相談に応じる。やむを得ず園内で事故・怪我が起こった場合は、速やかに保護者への連絡および適切な処置を行う。状況に応じて病院への搬送・通院の同席を行う。必要に応じて、保護者の申し出や医師の許可があれば投薬対応も行う。また、園内においては美化委員会を中心に清掃及び園内整備・害虫駆除等の衛生管理に努める。

⑦乳幼児療育事業(うの花療育園分室)における親子通室プログラム:発達の基盤となる親子関係性を重視し、運動、認知、言語それぞれの領域が幅広く成長できるような活動プログラムを行う。

・小集団プログラムでは、初めての集団の場面で安心できる保護者と一緒に参加することにより、集団遊びの楽しさや他児に対する興味関心を育む取組みを行う。

・個別プログラムでは、新版 K 式発達検査を実施し、こどもの発達水準の把握とその結果を保護者へ伝えるとともに、よりきめ細かく療育に取組み、専門職がチームを組んで療育を進める。

・保護者や家族支援に対しては、集団場面における我が子様子を捉え、個別及びグループ懇談の中で、こどもの発達に関することや関わり方、次の進路等、あらゆる相談に応じる。こどもと保護者が安心して通室できる場を提供できるよう努める。

施設運営について

利用者の要望の把握及びその実現の方策

(1) 療育園での取組(高槻市社会福祉協議会)

- ・療育・プログラム内容への要望は、利用児及びその家族から、保護者懇談会や日々の連絡帳等において、機会あるごとに日常的に聴取し、その把握に努めていく。
- ・個別支援計画の作成については、特に保護者との連携が必要であり、常に保護者と協議し、その意向を尊重しながら実践する。
- ・利用者アンケートを実施することで事業の評価をしてもらい、支援内容や職員の接客・接遇能力の向上に活かす。
- ・保護者会からの要望を受け、制度の在り方や支援の在り方について常に課題意識を持つことができるように取組む。

(2) うの花療育園での取組(聖ヨハネ学園)

家庭支援においては、連絡帳・親子通園・参観・クラス懇談・個人懇談・日々の送迎の様子などを通じて保護者の様子を把握するよう努める。様子の変化を感じたときは、職員間で相談し適切な援助が速やかに行えるよう配慮する。個人懇談を通じて、保護者の悩みを受容し、保護者の精神的かつ情緒的安定を図る。

また、こどもの持つ発達の原動力を理解してもらい、障がい理解、障がい認知、障がい受容を無理なく促す支援に取組む。

施設運営について

進路相談においては、直近で就園、就学された先輩保護者を招きピアサポートを毎年行なう機会と、手をつなぐ親の会に講師を依頼し先々の不安に対する助言を受ける機会を設ける。

また、年3回、個人懇談を通じて保護者の希望や要望を把握し、適切な援助を行うと共に、進路先との引継ぎを行い、個々の園児がスムーズに新生活に移行できるよう取組む。卒園後のフォロー等についても保護者の要望があれば、可能な限り配慮すると共に、保育所等訪問支援事業の紹介も行う。

保護者会の要望については、日々の連絡ノート、定期的なアンケートの実施により、把握に努め、できる限り丁寧に対応する。また、個々のニーズがうの花療育園の目的や条件と異なることにより、全てに答えられないこともあるが、そのような場合は、十分に説明し、理解・協力を得ることができるよう働きかける。また、親の会からのアンケートや自己評価および保護者からの評価結果をふまえ、改善すべき点については、職員間で話し合い、ニーズに応えられるよう、真摯に受け止め取組む。

うの花療育園分室においても、日々の療育中における保護者の様子を把握し、様子の変化を感じたときは、職員間で相談し適切な援助が速やかに行えるよう配慮する。また、個人懇談を通じて、保護者の悩みを受容し、保護者の精神的かつ情緒的安定を図ることに努める。

進路相談においては、先輩保護者を招きピアサポートを行なう機会を設け、進路決定後のフォロー等についても、保護者からの要望があれば可能な限り配慮する。保護者からの要望については、アンケートや自己評価および保護者からの評価結果をふまえ、改善すべき点については、職員間で話し合いニーズに応えられるよう、真摯に受け止め取組む。

(3) 一体的運営管理に伴う総括的な取組(高槻市社会福祉協議会グループ)

- ・それぞれの取組みについての情報交換等を行いつつ、必要な情報や取組みについては共有化に努め、市の施策との整合性について見極めるとともに、市との役割分担について十分な協議を行っていく。
- ・具体的な要望への対応については、取りまとめ、速やかに市に報告する。

施設運営について	<p>利用者からの苦情を未然に防止し、及び対処する方法</p> <p><u>(1) 療育園での取組(高槻市社会福祉協議会)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度への正しい理解が前提となることから、契約時に重要事項について説明を行い、以後は個別懇談、保護者懇談会等の機会を通じ、丁寧な説明を心がけていく。 ・掲示板に各説明書を掲示するとともに、苦情受付箱を設置し、苦情・要望の把握に努めていく。 <p>また、職員から保護者に対し、どんな些細なことでも相談してもらうよう日常的に伝えていく。また、職員間での情報共有が円滑に進むように体制を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第82条の規定に基づき、法人として「社会福祉法人高槻市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決実施要綱」を定め、苦情解決責任者の設置や第三者委員による意見、指摘等により公平な観点から苦情の迅速かつ適切な解決に努めるとともに、施設内に制度の趣旨及び第三者委員の氏名や連絡先等を掲示する。 <p><u>(2) うの花療育園での取組(聖ヨハネ学園)</u></p> <p>入園説明会及び継続児利用契約会時において、重要事項および利用契約書の説明を行うとともに、利用にあたり正しい理解をいただけるよう、丁寧な説明を行う。</p> <p>また、法人としては、苦情を解決するために、第三者委員会を設置し対応していく。</p> <p>園内においては、苦情解決責任者と苦情受付担当者を置き、園内ポストを設置し、苦情があった場合は、速やかな対応を行う。日々のクラスにおける苦情等に関しては、担任から園長・主任への報告と、迅速かつ適切な対応に努める。</p>
----------	--

施設運営について	<p>その他(自主事業の計画、他施設との連携、地域との連携)</p> <p><u>(1) 療育園での取組(高槻市社会福祉協議会)</u></p> <p>《地域との連携を踏まえた自主事業の計画》</p> <p>①医療・福祉関係の教育機関からの実習生を積極的に受け入れる。</p> <p>②市が開催する委員会や市内団体などへの委員・講師の派遣</p> <p>・障がい児就学に関する意見聴取者(市教育委員会)・LDセンター(大阪医科薬科大学内)・高槻市乳幼児療育事業入室等選考委員会(子育て総合支援センター)・自立支援協議会の各ワーキング(障がい福祉課)</p> <p><u>(2) うの花療育園での取組(聖ヨハネ学園)</u></p> <p>《自主事業》</p> <p>①親子通園:こどもを育てる上での配慮を保護者に知ってもらい、保護者自身が健康で幸せな家庭を構築することを目的とし、5日間・年5回枠を設け、園の様子を自由に見に来ていただける機会とする。保護者に対して、自信や自尊心、達成感を得られるような援助を行う。また、保護者同士の繋がりを作ることにより、社会から孤立しない子育てを応援する取組み。</p> <p>②延長保育・一時保育:保護者の申し出(就労・通院・体調不良・きょうだい児の行事など)により、早朝保育及び延長保育を行う。</p> <p>③園庭開放:園児や卒園児、待機児、支援が必要な地域のこどもの余暇を過ごす場の提供として期間を設けて行う。(8月はプール、遊戯室の提供)</p> <p>④3歳児親子教室:集団活動を必要とする在宅の3歳児を対象に、集団活動の場を提供し、子育て相談(発達・進路・医療等)・保護者間交流などの子育て支援を行う。(本園の職員を派遣、保育幼稚園総務課と連携し、公立幼稚園のスペースを利用する)</p> <p>《他施設との連携》</p> <p>①療育園との職員交流(PT・OT・心理・言語等)を行い、幅広い専門的な療育の実施をすると共に、効率的な人員配置を行う。</p> <p>②自立支援協議会において、ケアマネジメント連絡会議、こどもワーキングへ参加する。</p> <p>《地域との連携、交流、他機関や事業所への助言・援助》</p> <p>①近隣幼稚園との交流保育・行事の地域への開放を行い、園児が地域で生きる力を養う援助を行う。</p> <p>②地域の学校からの見学及び職場体験・地域のボランティア(レクリエーション活動等)を受け入れるなどして、地域に開かれた施設を目指す。また、大学、大学院から心理士の実習、言語聴覚士の実習、保育士養成校からの実習等を積極的に受入れる。</p> <p>③法人主催で、保育・遊び、障がい児者、高齢者、福祉に関する内容をテーマに講演会(地域公開講座)を実施する。</p> <p>④幼稚園や学校等より、こどもの発達に関する研修等、講師の派遣要請に応じる。</p> <p>⑤事業所職員及び教職員に対して、療育を体験する機会を園内にて確立し、その振り返りの中で助言、援助を行う。</p> <p><u>(3) 一体的運営管理に伴う総括的な取組(高槻市社会福祉協議会グループ)</u></p> <p>《総括的取組》</p> <p>療育センターとして両園で協力し、高槻市における児童発達支援の中心的役割を果たす。また、市担当課及び各種関係機関とも協力し、市内の児童発達支援事業の充実に努める。</p>
----------	--

団 体 の 理 念 に つ い て	<p>団体の経営方針等</p> <p><u>(1) 高槻市社会福祉協議会</u></p> <p>①地域福祉の中心的な役割の推進</p> <p>誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などと連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら“共に生き、支え合う地域共生社会”を実現するため地域福祉の中心的な役割を推進していく。また、時代とともに多様化複雑化していくニーズを的確に把握し、専門職による質の高いサービスを提供する体制やリスクマネジメント体制を確立していく。</p> <p>②人材育成と運営組織体制の強化</p> <p>サービスの質の向上には、その担い手である職員個々の能力の向上が不可欠であり、計画的な研修、職員採用を実施し、スキルの上昇や人材確保を目指していく。また、障がい者や高齢者をはじめとした就職困難者の積極的雇用や、職員の適正配置、人事考課などの人事諸制度の整備とともに、職場の労働環境及び職員健康管理の整備を図る。</p> <p>③市の関係団体としての役割遂行</p> <p>高齢化、障害、子育て、生活困窮など地域のあらゆる福祉課題について、地域住民が安心して相談できる身近な相談窓口として高槻市や関係機関と連携し、そのプラットフォーム機能の役割を果たすとともに、社会的責任に応えるべく職員としての自覚を促し、法令遵守等コンプライアンスの確立にも努める。</p> <p>④地域との連携の強化</p> <p>協議会がこれまで蓄積した保健・医療・福祉に係るノウハウを活用し、行政・教育機関・医療機関・地域団体・民生委員児童委員協議会・地区福祉委員会・児童発達支援機関等、地域の保健・福祉の推進者との連携を推進・活性化させ、利用者・住民がより良いサービスを楽しむ環境と、地域で自分らしく生きる社会の構築を目指す。</p> <p>⑤安定的な経営</p> <p>協議会が効率的で安定した経営を行っていくため、収支についての目標を具体的・計画的に設定し、経営改善及び経費の削減について協議会全体で取組むとともに、効果的・効率的な事業運営とサービス向上に努める。</p> <p><u>(2) 聖ヨハネ学園</u></p> <p>社会福祉法人聖ヨハネ学園は、キリスト教精神に基づいた理念「いのちが かがやくために」という言葉をもって表現し、以下の指針を定める。</p> <p>◆ご利用者が かがやくために</p> <p>私たちは、ご利用者一人ひとりの尊厳を平等に守り、心をこめてそれぞれのニーズを受けとめ、それぞれの人がその人らしく、より豊かに主体的に生活されるよう、精一杯の努力をします。</p> <p>◆地域と共に かがやくために</p> <p>私たちは、広く社会の信頼にこたえるため、法令を順守するとともに、熱意と良心をもって、関わりのあるすべての人々と協力し、地域とひびき合う福祉ステーションとして地域社会に貢献します。</p> <p>◆職員が かがやくために</p> <p>私たちは、創始者リーラ・ブールの働きを受け継ぐものとしての自覚をもち、心身の健康管理と自己研鑽に努め、向上心をもって日々の業務を工夫しつつ、それぞれの専門性を高めるよう努めます。</p> <p>◆職場が かがやくために</p> <p>私たちは、創立以来の伝統である「愛」の精神に基づき、勤務形態・勤続年数・職種・職位・立場をこえて互いに認め合い、学び合い、より明るく生き生きと働ける職場を築きます。</p>
---	--

指定管理者を申請した理由

(1) 高槻市社会福祉協議会

本協議会は、社会福祉法第109条に規定され、地域福祉の推進を目的に、住民組織や公私の社会福祉の関係機関・団体で構成された組織である。令和3年度より高槻市の外郭団体の見直しにより、長年、療育園の運営管理を務めてきた高槻市社会福祉事業団との統合により、新たに専門職等のマンパワー、障がい児に対する支援理念・体制を引き継いだ。また、本協議会は長年にわたり、地域福祉の推進に保健・医療・福祉・子育てに関する総合的支援を実施してきており、様々な事業におけるノウハウと多種多様なマンパワーを有している。

さらに令和4年の改正児童福祉法により児童発達支援の類型が一元化されたが、児童発達支援センターとして、本協議会が地域における障がい児支援の中核的役割・機能を担うことで、障がい種別に関わらず必要な支援を提供し、地域全体の障がい児支援の質の向上が図れると考える。また重層的な地域支援体制の構築を目指すなかで、より一層、関係機関との密な連携を図り、アウトリーチによる支援環境の充実を図ることで、地域共生社会の実現に向け、地域福祉推進の中心的役割を担っていくためさらなる体制強化を行う。

本協議会の事業内容、予算・決算は市議会で審議されており、本法人の透明性、安全性は利用者へ安心感を与え、利用者の利益につながるものとする。今後も、これまで蓄積してきた豊富な経験と専門職による専門技術を活かし、継続して運営していくことで利用者のライフサイクルに合わせた支援が可能となり、また構築されてきた信頼関係の上に立って児童、家族への療育支援をより円滑に行い、常勤医師の配置された園内診療所の運営や、他の公的機関との円滑な連携の必要性を勘案する中では、市の関係団体として市の施策の変化にも柔軟に対応し、市と緊密に連携しながら事業を実施してきた公共性を保有する本協議会が、療育園の指定管理者として適任と考え申請するものである。

(2) 聖ヨハネ学園

・本園は、うの花養護幼稚園の廃園に伴い、平成15年4月に高槻市初の知的障害児通園施設として高槻市の委託を受け、さらに、平成18年4月には、高槻市指定管理者に指名され、その後、平成21年には、高槻市社会福祉事業団とグループを結成し、グループとして高槻市指定管理者に指名され、高槻市立療育園と連携を図りながら療育に取り組んできた。

・その後、平成24年の法改正により、平成25年3月には福祉型児童発達支援センターの指定を受け、平成26年5月には、保育所等訪問支援事業、障がい児相談支援事業の指定を受け、市民ニーズを模索しながら取り組んできた。また、高槻市社会福祉協議会とグループを結成し、グループとして事業を行う事により、職員の相互派遣および連携をより密に行う事ができるようになり、療育効果を得ている。

・障がい児・者がその特性を抱えながら、自立し、社会参加を遂げ、自己実現していくために、乳幼児期から成人期、老年期までの長期的視点において、一貫して的確な支援を行うことが重要とされている。昨今、乳幼児期のこどもたちにとって、生活習慣や身辺自立の獲得に加え、他者への信頼感や自信を育む大切な時期であり、この時期のこどもたちを支援する上で重要な点は、個々のこどもの特性を理解し、こどもたちの状況や発達課題に合った個別支援計画をふまえた支援を提供することである。また、家族支援では、こどもの障がい理解・受容を保護者のペースに合わせて促し、保護者自身が育児に対する自信を取り戻せるよう、援助していくことが必要である。これらの点において本法人では、複数の経験豊富な専門職員がそれぞれの専門性を活かしながら、チームを組んで包括的に支援することが可能であり、これまでの21年間の歩みの中で、利用されてきた保護者との信頼関係はもとより、退園後のフォローや相談を受け入れ、サポートを行ってきた実績がある。また、乳幼児療育事業が指定管理業務となり、支援が必要なこどもと保護者に対し、0歳から連続性をもった療育の提供ができるよう取り組む。

・長期的な視点の一貫した支援という点においては、市の健診体制と連動しながら、子ども保健課、市立療育園と連続性を持つという点でも有効である。更に、保育所等訪問支援事業、障がい児相談支援事業を幼児期から成人期までを担うことにより、他機関との連携がさらに増し、それらの取り組みが、多様な障がいに対し、個々の市民ニーズに的確に応えることに繋がっている。今後とも本法人が、うの花療育園を継続、発展させていくことが、公的使命を果たすことにも繋がり、ひいては療育センター事業の役割を果たしながら、障がいのある子とその家族に対する中心的な役割を果たすと共に、高槻市障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画の実現化に寄与するものとする。

団体の理念について

施設の現状に対する考え方及び将来展望

(1) 高槻市社会福祉協議会

療育園は、平成21年度に新築移転され、16年が経過しようとしている。施設管理の面では備品・設備等の経年劣化が原因と思われる不調・不具合も見られるようになってきている。今後も現状を常に把握し、日常的な点検に細心の注意を払い、安全な施設運営を心がけるとともに計画的な更新計画に基づき、利用者に影響が出ないよう市と調整を図りながら施設の整備・管理運営を実施する。また、児童福祉法の一部改正によって児童発達支援センターの役割も変化している。高槻市立療育センター指定管理者指定要件書の管理運営業務に示されているとおり、これまでの、「子ども支援・子育て支援」に加え「地域支援・移行支援」にも積極的に取組み、障がい児への支援だけでなく、その疑いのあるこどもや、「気づき」の段階からの支援にも関連する施設や機関と協力・連携して取組みたい。具体的な取組みとしては、アウトリーチ型の巡回・訪問の相談支援や地域の障がい児発達支援事業所の質の向上に向けた研修会や個別訪問指導の実施。また、一般施策である母子保健事業や子育て支援事業との連携を進める。これらの取組みを進めることによって、将来的には発達において様々な支援を必要とするこどもやその家族が、適切な障がい児支援を受けることができるようになり、一般のこども・子育て支援施策と合わせて、地域社会での生活を維持することで、ウェルビーイングの向上が達成されると考える。また、一般施策での支援が進むことで障害福祉サービスの支給量の抑制効果もあると考える。

(2) 聖ヨハネ学園

・施設の現状報告はうの花療育園事業報告書を参照

・児童発達支援及び乳幼児療育事業では、心理・言語等の専門職を指導員の定数扱いとし、更に看護師の配置・療育園のPT・OTと職員交流することによって重度重複の障がいにも対応している。今後の課題としては、専門性の更なるスキル向上はもとより、少子化傾向に伴う、柔軟な受け入れ対応を構築する必要があると考える。(並行通園、他機関との連携)

団
体
の
理
念
に
つ
い
て

・在籍児とその家族に対して、複数の専門職が包括的に支援することに加え、長期的かつ一貫した支援という点で、卒園・修了児の進路先である小学校・支援学校・幼稚園・保育所への引継ぎ及び連携及び訪問相談の構築が重要となり、今後もそのシステム作りを取組む。

・保育所等訪問支援事業を通して、こどもが所属する場において支援を受ける事ができるようになった。その積み重ねがこどもの成長発達に活かせるよう、市民ニーズを探ると共に、こども自身のニーズも探りながら、障がいのあるこどもとその保護者にとって、より良く過ごせるようこれからも取組む。

・障がい児相談支援事業において、障がいのある子とその保護者からの相談を受ける事により、市民ニーズを把握し、そのニーズにこたえるべき方法を模索して行くと共に、個別支援・サービス担当者会議において、その児童が一貫した支援を受ける事ができるよう、コーディネートする。

・自主事業として、高槻市保育幼稚園総務課と連携し、市立幼稚園の地域支援事業の一環として、3歳児親子教室に職員を派遣しているが、第3次高槻市立認定子ども園配置計画に示されている公立幼稚園の廃止に伴う、今後の取組み方について検討が必要である。

・ペアレント・トレーニングは、受講された保護者から高評価を得ることができ、希望者が増加傾向にある。今後はペアレント・プログラムも導入し、本園のペアレント支援体制を構築し、ゆくゆくは地域支援の一つとしても取組みたいと考える。

・療育以外の観点では、個別支援が必要となるケースとして、被虐待児や要支援ケース等があり、保護者支援及び、家族全体を含めた支援の必要性を感じる。関係機関と連携・役割分担しながらよりよい対処方法を検討する。

・事業所や教職員の学びの場として、見学の受入れ・講師派遣・交流・体験実習など人材育成や教育機能を持つ施設として位置づけていくことが必要と考えられ、今後とも幅広く受入れる。

・高槻市における障がい児福祉の拠点として、ワンストップでの相談に心がけ、また、地域の相談や幅広く関係機関との連携を行う。市の療育機関として、地域において安心して豊かに暮らしていくための支援を提供し、こどものライフステージに沿った切れ目のない支援を備える。

<p>そ の 他</p>	<p>現在運営している類似施設とその概要</p> <p><u>(1) 社会福祉協議会</u></p> <p>①法人事業</p> <p>ア 富田認定こども園</p> <p>イ 市地域福祉会館の管理・運営</p> <p>ウ 地域福祉推進事業</p> <p>エ 障がい者児・高齢者・児童福祉活動</p> <p>オ 福祉団体事務及び連絡調整事業</p> <p>カ 福祉サービス事業</p> <p>キ 総合福祉相談事業</p> <p>ク 保健福祉振興事業</p> <p>②市委託事業</p> <p>ア 高槻中央地域包括支援センター</p> <p>イ 重層的支援体制整備事業</p> <p>ウ 生活支援コーディネーター事業</p> <p>エ 産前産後ママサポート事業</p> <p>オ 富田子育て支援センター</p> <p>③市指定管理事業</p> <p>ア 市立富田老人福祉センター</p> <p>イ 市立郡家老人福祉センター</p> <p>ウ 市立春日老人福祉センター</p> <p>エ 市立山手老人福祉センター</p> <p>オ 市立芝生老人福祉センター</p> <p><u>(2) 聖ヨハネ学園</u></p> <p>① 法人事業</p> <p>ア 児童養護施設「聖ヨハネ学園」</p> <p>イ 保育園「下田部保育園」</p> <p>ウ 高齢者総合支援センター「ミス・ブール記念ホーム」</p> <p>エ 事業所内保育施設「エンゼル園」</p> <p>オ 障がい者支援施設・放課後等デイサービス「地域生活支援センター光」</p> <p>カ 児童発達支援事業・放課後等デイサービス「ヨハネ子どもセンター」</p> <p>② 高槻市委託事業</p> <p>ア 高槻市清水地域包括支援センター</p> <p>イ ゆう・あいセンター(障がい者福祉センター)</p> <p style="padding-left: 20px;">・地域活動支援センターⅡ型</p> <p style="padding-left: 20px;">・指定特定相談支援事業</p> <p>ウ ヨハネ子どもセンター</p> <p style="padding-left: 20px;">・障がい児相談支援事業</p> <p style="padding-left: 20px;">・乳幼児療育事業(めばえ教室・第2めばえ教室)</p>
----------------------	---

<p>そ の 他</p>	<p>特記事項</p> <p><u>(1) 高槻市社会福祉協議会</u></p> <p>本法人の使命として、より一層の障がい福祉サービスの向上をめざすとともに、経費節減、経営の効率化や事業収入増に向けた取組みに職員一丸となって努力していく。</p> <p><u>(2) 聖ヨハネ学園</u></p> <p>「高槻市療育センター」としての機能を果たすために、今後も園庭開放やまつり等の行事案内を積極的に行ない、誰もが訪れやすい、地域に根差した施設を目指す。また、実習生の受け入れ、地域の中学校の職業体験、小学校教諭の新任研修、各事業所のスタッフに対する受け入れを積極的に行ない、支援者の育成の役割を担いたいと考える。</p> <p>就学前の子ども達の子育て支援を行う同じ施設として、保健センター・療育園・幼稚園・保育所・子育て総合支援センター(カンガルーの森)、各児童発達支援事業所とも連携し、また、各事業所に対して本園のノウハウを提供し、市民にとってより良い子育て支援に基づいた発達支援機関となるよう、努力を続けて行くと共に、小学校、支援学校ともさらに連携をはかり、一人の子どもに対し一貫した途切れない縦横連携の支援を目指す。</p> <p><u>(3) 補足</u></p> <p>旧かしのき園及びその敷地の管理について</p> <p>旧かしのき園の建物及び敷地の管理を行うことについては、グループの代表構成員として統括事務を担う市社会福祉協議会の所管とし、市と調整を図りつつ療育園で対応していくこととする。</p>
----------------------	---

(注)記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

管理に係る収支計画書（令和7年度）

（単位：千円）

	項 目	予 算 額	内 訳	備 考
収入の部	指定管理料	422,532	療育園分 うの花療育園分	203,208 219,324
	収入合計 (A)	422,532		

	項 目	予 算 額	内 訳	備 考
支出の部	人件費	366,648	職員給料、職員賞与 非常勤職員給与、退職給付、 退職共済預け金、法定福利費	療育園分 174,488 うの花療育園分 192,160
	事業費	31,793	給食費、保健衛生費、被服費、 医療費、教養娯楽費、保育材 料費、水道光熱費、消耗器具 備品費、保険料、賃借料、修 繕費、教育指導費、車輛費、 雑費	療育園分 17,248 うの花療育園分 14,545
	事務費	20,197	福利厚生費、旅費交通費、研 修研究費、事務消耗品費、印 刷製本費、修繕費、通信運搬 費、会議費、業務委託費、手 数料、保険料、賃借料、保守 料、租税公課、諸会費、雑費	療育園分 8,796 うの花療育園分 11,401
	積立資産支出	3,894	退職給付引当資産支出、退職 共済預け金支出、拠点区分間 長期借入金返済	療育園分 2,676 うの花療育園分 1,218
	支出合計 (B)	422,532		

収 支 (A-B)	0
-----------	---

令和5年度

事業報告書
ならびに
決算書

社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 5年 4月 1日 (至) 令和 6年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	会費収入	18,825,000	14,975,941	3,849,059	
	寄附金収入	4,753,000	5,059,800	△306,800	
	経常経費補助金収入	228,837,000	212,133,339	16,703,661	
	受託金収入	162,733,000	161,297,317	1,435,683	
	事業収入	4,079,000	3,364,030	714,970	
	介護保険事業収入	60,122,000	59,823,003	298,997	
	老人福祉事業収入	156,903,000	155,493,010	1,409,990	
	保育事業収入	210,418,000	210,403,702	14,298	
	障害福祉サービス等事業収入	133,973,000	133,124,298	848,702	
	受取利息配当金収入	119,000	119,453	△453	
	その他の収入	2,616,000	2,797,653	△181,653	
事業活動収入計 (1)	983,378,000	958,591,546	24,786,454		
支出	人件費支出	577,044,000	576,592,306	451,694	
	事業費支出	83,643,000	82,111,933	1,531,067	
	事務費支出	141,476,000	137,609,221	3,866,779	
	助成金支出	42,939,000	42,850,464	88,536	
	負担金支出	253,000	164,900	88,100	
	支払利息支出	58,000	57,105	895	
	事業活動支出計 (2)	845,413,000	839,385,929	6,027,071	
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	137,965,000	119,205,617	18,759,383		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	80,992,000	80,992,000	0	
	施設整備等収入計 (4)	80,992,000	80,992,000	0	
	支出				
固定資産取得支出	148,883,000	148,617,673	265,327		
ファイナンス・リース債務の返済支出	825,000	824,380	620		
施設整備等支出計 (5)	149,708,000	149,442,053	265,947		
施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	△68,716,000	△68,450,053	△265,947		
その他の活動による収支	収入				
	基金積立資産取崩収入	1,125,000	741,155	383,845	
	積立資産取崩収入	5,872,000	5,873,569	△1,569	
	その他の活動収入計 (7)	6,997,000	6,614,724	382,276	
	支出				
	基金積立資産支出	670,000	669,224	776	
積立資産支出	16,821,000	16,637,042	183,958		
その他の活動支出計 (8)	17,491,000	17,306,266	184,734		
その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	△10,494,000	△10,691,542	197,542		
予備費支出 (10)	80,286,000	-	80,286,000		
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	△21,531,000	40,064,022	△61,595,022		
前期末支払資金残高 (12)	21,531,000	21,532,030	△1,030		
当期末支払資金残高 (11) + (12)	0	61,596,052	△61,596,052		

法人単位貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	271,619,798	126,045,581	145,574,217	流動負債	242,321,527	127,406,800	114,914,727
現金預金	182,685,435	118,327,402	64,358,033	短期運営資金借入金	10,000,000	0	10,000,000
事業未収金	6,307,419	5,713,761	593,658	事業未払金	191,144,740	100,444,115	90,700,625
未収金	1,172	14,200	△13,028	1年以内返済予定リース債務	3,106,729	620,901	2,485,828
未収補助金	81,097,000	429,000	80,668,000	預り金	2,256,809	2,213,804	43,005
貯蔵品	874	17,610	△16,736	職員預り金	6,622,197	1,855,632	4,766,565
前払費用	1,526,798	1,542,508	△15,710	賞与引当金	29,191,052	22,272,348	6,918,704
その他の流動資産	1,100	1,100	0	固定負債	106,982,373	88,288,587	18,693,786
固定資産	743,699,953	574,465,506	169,234,447	リース債務	10,926,074	1,278,282	9,647,792
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	退職給付引当金	96,056,299	87,010,305	9,045,994
指定金銭信託	3,000,000	3,000,000	0	負債の部合計	349,303,900	215,695,387	133,608,513
その他の固定資産	740,699,953	571,465,506	169,234,447	純資産の部			
車両運搬具	2,005,356	276,685	1,728,671	基本金	3,000,000	3,000,000	0
器具及び備品	13,664,466	11,132,626	2,531,840	基金	265,567,632	265,639,563	△71,931
反動定	165,040,099	21,900,000	143,140,099	福祉基金	200,261,770	200,261,770	0
リース資産	13,984,286	1,863,373	12,120,908	障害者福祉基金	19,491,801	19,633,801	△142,000
ソフトウェア	2,582,293	3,895,768	△1,313,475	交通遺児育成基金	27,643,465	27,501,223	142,242
福祉基金積立資産	200,596,632	200,261,770	334,862	子ども育成基金	5,411,787	5,311,787	100,000
障害者福祉基金積立資産	19,491,801	19,633,801	△142,000	ボランティア基金	12,758,809	12,930,982	△172,173
交通遺児育成基金積立資産	27,643,465	27,501,223	142,242	国庫補助金等特別積立金	80,992,000	0	80,992,000
子ども育成基金積立資産	5,411,787	5,311,787	100,000	その他の積立金	181,464,660	179,747,181	1,717,479
ボランティア基金積立資産	12,758,809	12,930,982	△172,173	善意銀行積立金	108,518,274	106,800,795	1,717,479
善意銀行積立資産	108,518,274	106,800,795	1,717,479	財務調整積立金	31,841,912	31,841,912	0
財務調整積立資産	31,841,912	31,841,912	0	福祉大会積立金	1,800,000	1,800,000	0
福祉大会積立資産	1,800,000	1,800,000	0	車輛維持積立金	5,373,726	5,373,726	0
退職給付引当資産	96,056,299	87,010,305	9,045,994	器具及び備品積立金	2,254,365	2,254,365	0
車輛維持積立資産	5,373,726	5,373,726	0	災害援護積立金	1,432,383	1,432,383	0
器具及び備品積立資産	2,254,365	2,254,365	0	事業安定積立金	30,244,000	30,244,000	0
災害援護積立資産	1,432,383	1,432,383	0	次期繰越活動増減差額	134,991,559	36,428,956	98,562,603
事業安定積立資産	30,244,000	30,244,000	0	(うち当期活動増減差額)	99,538,927	29,105,217	70,433,710
				純資産の部合計	666,015,851	484,815,700	181,200,151
資産の部合計	1,015,319,751	700,511,087	314,808,664	負債及び純資産の部合計	1,015,319,751	700,511,087	314,808,664

令和4年度

事業報告書
ならびに
決算書

社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	会費収入	15,434,000	15,434,935	△935	
	寄附金収入	1,320,000	1,307,021	12,979	
	経常経費補助金収入	273,693,000	261,198,677	12,494,323	
	受託金収入	111,887,000	98,971,198	12,915,802	
	事業収入	3,776,000	3,770,020	5,980	
	介護保険事業収入	57,686,000	57,694,639	△8,639	
	老人福祉事業収入	170,903,000	155,070,153	15,832,847	
	障害福祉サービス等事業収入	144,198,000	127,148,722	17,049,278	
	その他の収入	838,000	960,558	△122,558	
	事業活動収入計 (1)	779,735,000	721,555,923	58,179,077	
	支出				
	人件費支出	499,161,000	479,311,405	19,849,595	
事業費支出	67,441,000	61,705,377	5,735,623		
事務費支出	103,872,000	94,532,236	9,339,764		
助成金支出	43,678,000	42,786,194	891,806		
負担金支出	145,000	144,900	100		
支払利息支出	44,000	43,040	960		
事業活動支出計 (2)	714,341,000	678,523,152	35,817,848		
事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	65,394,000	43,032,771	22,361,229		
施設整備等による収支	収入				
	固定資産売却収入	9,000	8,040	960	
	施設整備等収入計 (4)	9,000	8,040	960	
	支出				
	固定資産取得支出	30,691,000	30,074,516	616,484	
ファイナンス・リース債務の返済支出	610,000	609,040	960		
施設整備等支出計 (5)	31,301,000	30,683,556	617,444		
施設整備等資金収支差額 (6) = (4) - (5)	△31,292,000	△30,675,516	△616,484		
その他の活動による収支	収入				
	基金積立資産取崩収入	1,058,000	581,720	476,280	
	積立資産取崩収入	2,414,000	2,414,466	△466	
	その他の活動収入計 (7)	3,472,000	2,996,186	475,814	
	支出				
	基金積立資産支出	345,000	333,009	11,991	
	積立資産支出	14,235,000	14,117,702	117,298	
	その他の活動支出計 (8)	14,580,000	14,450,711	129,289	
その他の活動資金収支差額 (9) = (7) - (8)	△11,108,000	△11,454,525	346,525		
予備費支出 (10)	43,623,000	-	43,623,000		
当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	△20,629,000	902,730	△21,531,730		
前期末支払資金残高 (12)	20,629,000	20,629,300	△300		
当期末支払資金残高 (11) + (12)	0	21,532,030	△21,532,030		

法人単位貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	126,045,581	116,817,600	9,227,981	流動負債	127,406,800	118,480,600	8,926,200
現金預金	118,327,402	107,009,326	11,318,076	事業未払金	100,444,115	92,517,155	7,926,960
事業未収金	5,713,761	5,859,801	△146,040	1年以内返済予定リース債務	620,901	0	620,901
未収金	14,200	0	14,200	預り金	2,213,804	2,016,633	197,171
未収補助金	429,000	0	429,000	職員預り金	1,855,632	1,601,712	253,920
貯蔵品	17,610	14,851	2,759	前受金	0	52,800	△52,800
立替金	0	1,842,624	△1,842,624	賞与引当金	22,272,348	22,292,300	△19,952
前払費用	1,542,508	2,089,898	△547,390	固定負債	88,288,587	79,587,403	8,701,184
その他の流動資産	1,100	1,100	0	リース債務	1,278,282	2,508,223	△1,229,941
固定資産	574,465,506	536,627,877	37,837,629	退職給付引当金	87,010,305	77,079,180	9,931,125
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	負債の部合計	215,695,387	198,068,003	17,627,384
指定金銭信託	3,000,000	3,000,000	0	純資産の部			
その他の固定資産	571,465,506	533,627,877	37,837,629	基本金	3,000,000	3,000,000	0
車輜運搬具	276,685	440,798	△164,113	基金	265,639,563	265,888,274	△248,711
器具及び備品	11,132,626	4,550,808	6,581,818	福祉基金	200,261,770	200,261,770	0
建設仮勘定	21,900,000	0	21,900,000	障害者福祉基金	19,633,801	19,896,385	△262,584
有形リース資産	1,363,378	2,484,504	△1,121,126	交通遺児育成基金	27,501,223	27,447,630	53,593
ソフトウェア	3,895,768	5,209,243	△1,313,475	子ども育成基金	5,311,787	5,207,787	104,000
福祉基金積立資産	200,261,770	200,261,770	0	ボランティア基金	12,930,982	13,074,702	△143,720
障害者福祉基金積立資産	19,633,801	19,896,385	△262,584	国庫補助金等特別積立金	0	0	0
交通遺児育成基金積立資産	27,501,223	27,447,630	53,593	その他の積立金	179,747,181	177,975,070	1,772,111
子ども育成基金積立資産	5,311,787	5,207,787	104,000	善意銀行積立金	106,800,795	107,628,684	△827,889
ボランティア基金積立資産	12,930,982	13,074,702	△143,720	財務調整積立金	31,841,912	31,241,912	600,000
善意銀行積立資産	106,800,795	107,628,684	△827,889	福祉大会積立金	1,800,000	1,800,000	0
財務調整積立資産	31,841,912	31,241,912	600,000	車輜維持積立金	5,373,726	5,373,726	0
福祉大会積立資産	1,800,000	1,800,000	0	器具及び備品積立金	2,254,365	2,254,365	0
退職給付引当資産	87,010,305	77,079,180	9,931,125	災害援護積立金	1,432,383	1,432,383	0
車輜維持積立資産	5,373,726	5,373,726	0	事業安定積立金	30,244,000	28,244,000	2,000,000
器具及び備品積立資産	2,254,365	2,254,365	0	次期繰越活動増減差額	36,428,956	8,514,130	27,914,826
災害援護積立資産	1,432,383	1,432,383	0	(うち当期活動増減差額)	29,105,217	15,336,174	13,769,043
事業安定積立資産	30,244,000	28,244,000	2,000,000	純資産の部合計	484,815,700	455,377,474	29,438,226
資産の部合計	700,511,087	653,445,477	47,065,610	負債及び純資産の部合計	700,511,087	653,445,477	47,065,610

令和3年度

事業報告書
ならびに
決算書

社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	会費収入	16,101,000	16,101,023	△ 23	
	寄附金収入	2,451,000	2,454,274	△ 3,274	
	経常経費補助金収入	217,035,000	217,034,685	315	
	受託金収入	90,456,000	90,417,093	38,907	
	事業収入	5,109,000	5,101,980	7,020	
	介護保険事業収入	56,364,000	56,856,086	△ 492,086	
	老人福祉事業収入	178,981,000	159,916,575	19,064,425	
	障害福祉サービス等事業収入	143,717,000	122,997,081	20,719,919	
	その他の収入	30,764,000	30,768,320	△ 4,320	
	事業活動収入計 (1)	740,978,000	701,647,117	39,330,883	
	支出				
	人件費支出	492,193,000	458,516,325	33,676,675	
	事業費支出	90,120,000	85,728,944	4,391,056	
事務費支出	82,826,000	79,356,946	3,469,054		
助成金支出	41,746,000	41,581,019	164,981		
負担金支出	145,000	144,900	100		
支払利息支出	55,000	54,673	327		
事業活動支出計 (2)	707,085,000	665,382,807	41,702,193		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	33,893,000	36,264,310	△ 2,371,310		
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出				
	固定資産取得支出	4,186,000	4,184,100	1,900	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	598,000	597,407	593	
施設整備等支出計 (5)	4,784,000	4,781,507	2,493		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 4,784,000	△ 4,781,507	△ 2,493		
その他の活動による収支	収入				
	基金積立資産取崩収入	494,000	494,400	△ 400	
	積立資産取崩収入	7,707,000	7,706,777	223	
	その他の活動収入計(7)	8,201,000	8,201,177	△ 177	
	支出				
	基金積立資産支出	343,000	295,413	47,587	
	積立資産支出	41,194,000	40,503,719	690,281	
その他の活動支出計(8)	41,537,000	40,799,132	737,868		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 33,336,000	△ 32,597,955	△ 738,045		
予備費支出 (10)	25,918,000	-	25,918,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 30,145,000	△ 1,115,152	△ 29,029,848		
前期末支払資金残高(12)	30,145,000	21,744,452	8,400,548		
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	20,629,300	△ 20,629,300		

法人単位貸借対照表

令和4年3月31日現在

(単位:円)

	資産の部			負債の部			
	当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減	
流動資産	116,817,600	93,955,465	22,862,135	流動負債	118,480,600	81,411,013	37,069,587
現金預金	107,009,326	90,689,121	16,320,205	事業未払金	92,517,155	71,084,845	21,432,310
事業未収金	5,859,801	1,007,218	4,852,583	預り金	2,016,633	15,825	2,000,808
貯蔵品	14,851	0	14,851	職員預り金	1,601,712	1,110,343	491,369
立替金	1,842,624	0	1,842,624	前受金	52,800	0	52,800
前払金	0	153,388	△153,388	賞与引当金	22,292,300	9,200,000	13,092,300
前払費用	2,089,898	0	2,089,898	固定負債	79,587,403	40,645,824	38,941,579
仮払金	0	2,105,738	△2,105,738	リース債務	2,508,223	0	2,508,223
その他の流動資産	1,100	0	1,100	退職給付引当金	77,079,180	40,645,824	36,433,356
固定資産	536,627,877	467,847,259	68,780,618	負債の部合計	198,068,003	122,056,837	76,011,166
基本財産	3,000,000	3,000,000	0	純資産の部			
指定金銭信託	3,000,000	3,000,000	0	基本金	3,000,000	3,000,000	0
その他の固定資産	533,627,877	464,847,259	68,780,618	基金	265,888,274	266,087,261	△198,987
車輻運搬具	440,798	604,743	△163,945	福祉基金	200,261,770	200,261,770	0
器具及び備品	4,550,808	1,427,826	3,122,982	障害者福祉基金	19,896,385	20,198,385	△302,000
有形リース資産	2,484,504	0	2,484,504	交通遺児育成基金	27,447,630	27,407,867	39,763
ソフトウェア	5,209,243	4,465,121	744,122	子ども育成基金	5,207,787	5,097,787	110,000
福祉基金積立資産	200,261,770	200,261,770	0	ボランティア基金	13,074,702	13,121,452	△46,750
障害者福祉基金積立資産	19,896,385	20,198,385	△302,000	国庫補助金等特別積立金			
交通遺児育成基金積立資産	27,447,630	27,407,867	39,763	その他の積立金	177,975,070	151,616,484	26,358,586
子ども育成基金積立資産	5,207,787	5,097,787	110,000	善意銀行積立金	107,628,684	108,153,098	△524,414
福祉基金積立資産	13,074,702	13,121,452	△46,750	財務調整積立金	31,241,912	31,241,912	0
ボランティア基金積立資産	107,628,684	108,153,098	△524,414	福祉大会積立金	1,800,000	4,000,000	△2,200,000
善意銀行積立資産	31,241,912	31,241,912	0	車輻維持積立金	5,373,726	4,534,726	839,000
財務調整積立資産	1,800,000	4,000,000	△2,200,000	器具及び備品積立金	2,254,365	2,254,365	0
福祉大会積立資産	77,079,180	40,645,824	36,433,356	災害援護積立金	1,432,383	1,432,383	0
退職金積立資産	5,373,726	4,534,726	839,000	事業安定積立金	28,244,000	0	28,244,000
車輻維持積立資産	2,254,365	2,254,365	0	次期繰越活動増減差額	8,514,130	19,042,142	△10,528,012
器具及び備品積立資産	1,432,383	1,432,383	0	(うち当期活動増減差額)	15,336,174	△322,934	15,659,108
災害援護積立資産	28,244,000	561,802,724	91,642,733	純資産の部合計	455,377,474	439,745,887	15,631,587
事業安定積立資産	653,445,477	561,802,724	91,642,753	負債及び純資産の部合計	653,445,477	561,802,724	91,642,753
資産の部合計	653,445,477	561,802,724	91,642,753				

令和 5年度

計 算 書 類

(自)令和 5年 4月 1日

(至)令和 6年 3月31日

〒569-1032

大阪府高槻市宮之川原二丁目 9 - 1

社会福祉法人 聖ヨハネ学園

(法人番号：6120905001793)

理事長 田尻 忠邦

法人単位資金収支計算書

(自)令和 5年 4月 1日(至)令和 6年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入					
	介護保険事業収入	618,050,000	628,283,012	△10,233,012		
	児童福祉事業収入	413,118,606	453,373,467	△40,254,861		
	保育事業収入	206,800,000	241,142,386	△34,342,386		
	障害福祉サービス等事業収入	414,883,529	419,095,708	△4,212,179		
	医療事業収入	7,200,000	7,499,989	△299,989		
	指定管理収入	162,400,000	162,400,000	0		
	経常経費寄附金収入	6,090,000	29,055,540	△22,965,540		
	受取利息配当金収入	1,431,000	1,423,798	7,202		
	その他の収入	17,894,200	20,418,639	△2,524,439		
	事業活動収入計(1)	1,847,867,335	1,962,692,539	△114,825,204		
支出	人件費支出	1,359,286,788	1,340,762,700	18,524,088		
	事業費支出	266,212,786	264,323,794	1,888,992		
	事務費支出	133,519,998	135,683,067	△2,163,069		
	支払利息支出	1,417,885	1,417,885	0		
	その他の支出	17,705,000	20,527,157	△2,822,157		
	流動資産評価損等による資金減少額		13,090	△13,090		
	事業活動支出計(2)	1,778,142,457	1,762,727,693	15,414,764		
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	69,724,878	199,964,846	△130,239,968		
施設整備等による収支	収入					
	施設整備等補助金収入		286,000	△286,000		
	固定資産売却収入		851,759	△851,759		
		施設整備等収入計(4)		1,137,759	△1,137,759	
	支出					
設備資金借入金元金償還支出	16,870,000	16,870,000	0			
固定資産取得支出	26,787,932	28,394,638	△1,606,706			
固定資産除却・廃棄支出		9	△9			
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,584,000	1,584,000	0			
	施設整備等支出計(5)	45,241,932	46,848,647	△1,606,715		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△45,241,932	△45,710,888	468,956		
その他の活動による収支	収入					
	積立資産取崩収入	15,749,600	8,549,600	7,200,000		
	その他の活動による収入	2,201,760	7,025,790	△4,824,030		
		その他の活動収入計(7)	17,951,360	15,575,390	2,375,970	
	支出					
積立資産支出	32,600,000	137,683,337	△105,083,337			
その他の活動による支出	10,834,306	12,235,157	△1,400,851			
	その他の活動支出計(8)	43,434,306	149,918,494	△106,484,188		
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△25,482,946	△134,343,104	108,860,158		
	予備費支出(10)		—			
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△1,000,000	19,910,854	△20,910,854		
	前期末支払資金残高(12)		699,487,852	△699,487,852		
	当期末支払資金残高(11)+(12)	△1,000,000	719,398,706	△720,398,706		

法人単位貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

		資産の部			負債の部			
		当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減	
流動資産		944,121,202	920,016,659	24,104,543	流動負債	290,292,488	289,030,590	1,261,898
現金預金		719,434,000	670,451,334	48,982,666	事業未払金	199,891,791	203,897,269	△4,005,478
事業未収金		216,265,189	244,861,452	△28,596,263	1年以内返済予定設備資金借入金	16,870,000	16,870,000	0
未収金		1,957,650	2,081,723	△124,073	1年以内返済予定リース債務	1,320,000	1,452,000	△132,000
貯蔵品		156,870	176,439	△19,569	預り金	728,730	698,184	30,546
立替金		1,930,060	1,171,065	758,995	職員預り金	24,101,975	15,932,354	8,169,621
前払金		1,550,433	1,274,646	275,787	仮受金	0	1,000	△1,000
前払費用		2,827,000	0	2,827,000	賞与引当金	47,379,992	50,179,783	△2,799,791
固定資産		3,749,953,692	3,673,727,594	75,326,098	固定負債	178,254,000	189,929,782	△11,675,782
基本財産		1,926,586,419	1,967,813,890	△41,227,471	設備資金借入金	62,590,000	79,460,000	△16,870,000
土地		1,019,196,164	1,019,196,164	0	リース債務	0	1,452,000	△1,452,000
建物		907,390,255	948,617,726	△41,227,471	退職給付引当金	115,664,000	109,017,782	6,646,218
その他の固定資産		1,822,467,273	1,705,913,704	116,553,569	負債の部合計	468,546,488	478,960,372	△10,413,884
建物		165,414,596	177,846,485	△12,431,889	純資産の部			
構築物		9,077,708	11,170,412	△2,092,704	基本金	1,076,479,292	1,076,479,292	0
機械及び装置		7,932,433	9,864,604	△1,932,171	第1号基本金	1,076,479,292	1,076,479,292	0
車輛運搬具		3,510,200	5,696,960	△2,186,760	国庫補助金等特別積立金	525,549,894	556,103,266	△30,553,372
器具及び備品		78,106,218	75,780,837	2,325,381	その他の積立金	1,353,180,073	1,224,046,336	129,133,737
権利		74,984	74,984	0	人件費積立金(措置)	50,000,000	20,000,000	30,000,000
ソフトウェア		292,190	39,457	252,733	修繕積立金(措置)	30,382,909	30,382,909	0
絵画		600,000	600,000	0	施設・設備整備積立金(措置)	220,000,000	200,000,000	20,000,000
無形リース資産		1,452,000	3,036,000	△1,584,000	人件費積立金	123,157,000	123,857,000	△700,000
投資有価証券		103,617,000	103,617,000	0	修繕積立金	80,074,266	80,074,266	0
退職共済預け金		95,039,140	90,068,660	4,970,480	備品等購入積立金	69,781,134	68,381,134	1,400,000
人件費積立資産(措置)		50,000,000	20,000,000	30,000,000	施設整備等積立金	762,219,382	685,028,517	77,190,865
修繕積立資産(措置)		30,382,909	30,382,909	0	土曜会奨学金積立金	17,565,382	16,322,510	1,242,872
施設整備等積立資産(措置)		220,000,000	200,000,000	20,000,000	次期繰越活動増減差額	1,269,419,147	1,258,154,987	11,264,160
人件費積立資産		123,157,000	123,857,000	△700,000	(うち当期活動増減差額)	140,397,897	106,262,675	34,135,222
修繕積立資産		80,074,266	80,074,266	0				
備品等購入積立資産		69,781,134	68,381,134	1,400,000				
施設整備等積立資産		762,219,382	685,028,517	77,190,865				
土曜会奨学金積立資産		17,565,382	16,322,510	1,242,872				
差入保証金		1,000,000	700,000	300,000				
長期前払費用		3,170,731	3,371,969	△201,238	純資産の部合計	4,224,628,406	4,114,783,881	109,844,525

法人単位貸借対照表

令和 6年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部		純資産の部		
	当年度末	前年度末	増減	
資産の部合計	4,693,174,894	4,593,744,253	99,430,641	
				増減
				前年度末
				当年度末
				負債及び純資産の部合計
				4,593,744,253
				99,430,641

令和 4年度

計 算 書 類

(自)令和 4年 4月 1日

(至)令和 5年 3月31日

〒569-1032

大阪府高槻市宮之川原二丁目 9 - 1

社会福祉法人 聖ヨハネ学園

(法人番号：6120905001793)

理事長 田尻 忠邦

法人単位資金収支計算書

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	介護保険事業収入	614,440,000	635,491,557	△21,051,557	
	児童福祉事業収入	403,913,424	416,881,159	△12,967,735	
	保育事業収入	201,570,000	212,450,667	△10,880,667	
	障害福祉サービス等事業収入	409,850,303	417,425,160	△7,574,857	
	医療事業収入	7,000,000	8,049,303	△1,049,303	
	指定管理収入	162,400,000	162,400,000	0	
	経常経費寄附金収入	6,140,000	9,832,571	△3,692,571	
	受取利息配当金収入	1,466,000	1,431,338	34,662	
	その他の収入	17,819,000	19,077,279	△1,258,279	
	事業活動収入計(1)	1,824,598,727	1,883,039,034	△58,440,307	
支出	人件費支出	1,339,043,963	1,306,228,023	32,815,940	
	事業費支出	246,757,247	255,834,866	△9,077,619	
	事務費支出	130,816,976	125,939,612	4,877,364	
	支払利息支出	1,702,975	1,702,975	0	
	その他の支出	18,750,000	17,829,849	920,151	
	事業活動支出計(2)	1,737,071,161	1,707,535,325	29,535,836	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	87,527,566	175,503,709	△87,976,143	
施設整備等による収支	収入				
	固定資産売却収入		134,727	△134,727	
	施設整備等収入計(4)		134,727	△134,727	
支出	設備資金借入金元金償還支出	16,870,000	16,870,000	0	
	固定資産取得支出	33,561,740	34,830,230	△1,268,490	
	固定資産除却・廃棄支出		134,727	△134,727	
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,584,000	1,584,000	0	
		施設整備等支出計(5)	52,015,740	53,418,957	△1,403,217
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△52,015,740	△53,284,230	1,268,490	
その他の活動による収支	収入				
	積立資産取崩収入	9,600,000	8,657,998	942,002	
	その他の活動による収入	2,039,440	7,037,785	△4,998,345	
	その他の活動収入計(7)	11,639,440	15,695,783	△4,056,343	
支出	積立資産支出	37,600,000	87,968,138	△50,368,138	
	その他の活動による支出	10,051,266	10,237,658	△186,392	
		その他の活動支出計(8)	47,651,266	98,205,796	△50,554,530
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△36,011,826	△82,510,013	46,498,187	
	予備費支出(10)		—		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△500,000	39,709,466	△40,209,466	
	前期末支払資金残高(12)		659,778,386	△659,778,386	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	△500,000	699,487,852	△699,987,852	

法人単位貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

		資産の部			負債の部			
		当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産		920,016,659	877,519,377	42,497,282	流動負債	289,030,590	283,350,037	5,680,553
現金預金		670,451,334	630,973,184	39,478,150	事業未払金	203,897,269	205,213,205	△1,315,936
事業未収金		244,861,452	240,298,652	4,562,800	1年以内返済予定設備資金借入金	16,870,000	16,870,000	0
未収金		2,081,723	4,792,143	△2,710,420	1年以内返済予定リース債務	1,452,000	1,452,000	0
貯蔵品		176,439	186,433	△9,994	預り金	698,184	691,821	6,363
立替金		1,171,065	0	1,171,065	職員預り金	15,932,354	11,835,965	4,096,389
前払金		1,274,646	1,268,965	5,681	仮受金	1,000	0	1,000
					賞与引当金	50,179,783	47,287,046	2,892,737
固定資産		3,673,727,594	3,647,105,712	26,621,882	固定負債	189,929,782	202,106,214	△12,176,432
基本財産		1,967,813,890	2,011,116,816	△43,302,926	設備資金借入金	79,460,000	96,330,000	△16,870,000
土地		1,019,196,164	1,019,196,164	0	リース債務	1,452,000	3,036,000	△1,584,000
建物		948,617,726	991,920,652	△43,302,926	退職給付引当金	109,017,782	102,740,214	6,277,568
その他の固定資産		1,705,913,704	1,635,988,896	69,924,808	負債の部合計	478,960,372	485,456,251	△6,495,879
建物		177,846,485	195,248,366	△17,401,881	純資産の部			
構築物		11,170,412	13,131,511	△1,961,099	基本金	1,076,479,292	1,076,479,292	0
機械及び装置		9,864,604	11,836,442	△1,971,838	第1号基本金	1,076,479,292	1,076,479,292	0
車輛運搬具		5,696,960	8,781,966	△3,085,006	国庫補助金等特別積立金	556,103,266	586,750,898	△30,647,632
器具及び備品		75,780,837	61,816,881	13,963,956	その他の積立金	1,224,046,336	1,144,736,196	79,310,140
権利		74,984	74,984	0	人件費積立金(措置)	20,000,000	20,000,000	0
ソフトウェア		39,457	221,840	△182,383	修繕積立金(措置)	30,382,909	30,382,909	0
絵画		600,000	600,000	0	施設・設備整備積立金(措置)	200,000,000	200,000,000	0
無形リース資産		3,036,000	4,620,000	△1,584,000	人件費積立金	123,857,000	121,257,000	2,600,000
投資有価証券		103,617,000	103,617,000	0	修繕積立金	80,074,266	80,074,266	0
退職共済預け金		90,068,660	86,061,212	4,007,448	備品等購入積立金	68,381,134	56,260,329	12,120,805
人件費積立資産(措置)		20,000,000	20,000,000	0	施設整備等積立金	685,028,517	621,409,833	63,618,684
修繕積立資産(措置)		30,382,909	30,382,909	0	土曜会奨学金積立金	16,322,510	15,351,859	970,651
施設整備等積立資産(措置)		200,000,000	200,000,000	0	次期繰越活動増減差額	1,258,154,987	1,231,202,452	26,952,535
人件費積立資産		123,857,000	121,257,000	2,600,000	(うち当期活動増減差額)	106,262,675	102,874,802	3,387,873
修繕積立資産		80,074,266	80,074,266	0				
備品等購入積立資産		68,381,134	56,260,329	12,120,805				
施設整備等積立資産		685,028,517	621,409,833	63,618,684				
土曜会奨学金積立資産		16,322,510	15,351,859	970,651				
差入保証金		700,000	700,000	0				
長期前払費用		3,371,969	4,542,498	△1,170,529	純資産の部合計	4,114,783,881	4,039,168,838	75,615,043

法人単位貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部		純資産の部		
	当年度末	前年度末	増減	
資産の部合計	4,593,744,253	4,524,625,089	69,119,164	
				負債及び純資産の部合計
				4,593,744,253
				前年度末
				4,524,625,089
				増減
				69,119,164

令和 3年度

計 算 書 類

(自)令和 3年 4月 1日

(至)令和 4年 3月31日

〒569-1032

大阪府高槻市宮之川原二丁目 9 - 1

社会福祉法人 聖ヨハネ学園

(法人番号：6120905001793)

理事長 田尻 忠邦

法人単位資金収支計算書

(自)令和 3年 4月 1日(至)令和 4年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入					
	介護保険事業収入	601,960,000	622,394,603	△20,434,603		
	児童福祉事業収入	399,607,798	408,684,668	△9,076,870		
	保育事業収入	209,100,000	198,034,240	11,065,760		
	障害福祉サービス等事業収入	403,456,430	408,429,297	△4,972,867		
	医療事業収入	6,500,000	7,471,645	△971,645		
	指定管理収入	163,382,000	162,400,000	982,000		
	経常経費寄附金収入	4,240,000	10,545,730	△6,305,730		
	受取利息配当金収入	469,000	893,478	△424,478		
	その他の収入	17,423,000	18,617,372	△1,194,372		
	事業活動収入計(1)	1,806,138,228	1,837,471,033	△31,332,805		
支出	人件費支出	1,326,367,664	1,275,959,623	50,408,041		
	事業費支出	239,657,435	246,687,793	△7,030,358		
	事務費支出	116,823,438	116,773,956	49,482		
	支払利息支出	1,988,065	1,988,065	0		
	その他の支出	18,585,000	18,493,999	91,001		
		事業活動支出計(2)	1,703,421,602	1,659,903,436	43,518,166	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	102,716,626	177,567,597	△74,850,971		
施設整備等による収支	収入					
	固定資産売却収入		295,969	△295,969		
			295,969	△295,969		
			295,969	△295,969		
			295,969	△295,969		
			295,969	△295,969		
支出	設備資金借入金元金償還支出	16,870,000	16,870,000	0		
	固定資産取得支出	68,139,106	38,442,571	29,696,535		
	固定資産除却・廃棄支出		193,609	△193,609		
	ファイナンス・リース債務の返済支出	1,584,000	1,584,000	0		
		施設整備等支出計(5)	86,593,106	57,090,180	29,502,926	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△86,593,106	△56,794,211	△29,798,895	
その他の活動による収支	収入					
	投資有価証券売却収入		100,000,000	△100,000,000		
	積立資産取崩収入	14,470,000	4,370,000	10,100,000		
	その他の活動による収入	5,812,000	9,818,993	△4,006,993		
		その他の活動収入計(7)	20,282,000	114,188,993	△93,906,993	
	支出	投資有価証券取得支出		103,567,000	△103,567,000	
積立資産支出		26,081,000	121,277,247	△95,196,247		
その他の活動による支出		9,813,520	11,631,331	△1,817,811		
		その他の活動支出計(8)	35,894,520	236,475,578	△200,581,058	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△15,612,520	△122,286,585	106,674,065		
	予備費支出(10)		—			
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	511,000	△1,513,199	2,024,199		
	前期末支払資金残高(12)		661,291,585	△661,291,585		
	当期末支払資金残高(11)+(12)	511,000	659,778,386	△659,267,386		

法人単位貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

		資産の部			負債の部			
		当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産		877,519,377	873,627,563	3,891,814	流動負債	283,350,037	276,798,988	6,551,049
現金預金		630,973,184	630,410,342	562,842	事業未払金	205,213,205	199,747,572	5,465,633
事業未収金		240,298,652	241,322,888	△1,024,236	1年以内返済予定設備資金借入金	16,870,000	16,870,000	0
未収金		4,792,143	814,030	3,978,113	1年以内返済予定リース債務	1,452,000	1,452,000	0
貯蔵品		186,433	158,783	27,650	預り金	691,821	614,438	77,383
立替金		0	10,000	△10,000	職員預り金	11,835,965	11,973,968	△138,003
前払金		1,268,965	911,520	357,445	賞与引当金	47,287,046	46,141,010	1,146,036
固定資産		3,647,105,712	3,590,199,696	56,906,016	固定負債	202,106,214	218,543,270	△16,437,056
基本財産		2,011,116,816	2,058,217,873	△47,101,057	設備資金借入金	96,330,000	113,200,000	△16,870,000
土地		1,019,196,164	1,019,196,164	0	リース債務	3,036,000	4,620,000	△1,584,000
建物		991,920,652	1,039,021,709	△47,101,057	退職給付引当金	102,740,214	100,723,270	2,016,944
その他の固定資産		1,635,988,896	1,531,981,823	104,007,073	負債の部合計	485,456,251	495,342,258	△9,886,007
建物		195,248,366	218,621,552	△23,373,186	純資産の部			
構築物		13,131,511	16,547,065	△3,415,554	基本金	1,076,479,292	1,076,479,292	0
機械及び装置		11,836,442	13,950,839	△2,114,397	第1号基本金	1,076,479,292	1,076,479,292	0
車輦運搬具		8,781,966	8,785,629	△3,663	国庫補助金等特別積立金	586,750,898	618,941,863	△32,190,965
器具及び備品		61,816,881	49,780,012	12,036,869	その他の積立金	1,144,736,196	1,027,828,949	116,907,247
権利		74,984	74,984	0	人件費積立金(措置)	20,000,000	20,000,000	0
ソフトウェア		221,840	606,867	△385,027	修繕積立金(措置)	30,382,909	30,382,909	0
絵画		600,000	600,000	0	施設・設備整備積立金(措置)	200,000,000	170,000,000	30,000,000
無形リース資産		4,620,000	6,204,000	△1,584,000	人件費積立金	121,257,000	116,400,000	4,857,000
投資有価証券		103,617,000	100,050,000	3,567,000	修繕積立金	80,074,266	78,074,266	2,000,000
退職共済預け金		86,061,212	84,646,332	1,414,880	備品等購入積立金	56,260,329	52,217,329	4,043,000
人件費積立資産(措置)		20,000,000	20,000,000	0	施設整備等積立金	621,409,833	550,227,198	71,182,635
修繕積立資産(措置)		30,382,909	30,382,909	0	土曜会奨学金積立金	15,351,859	10,527,247	4,824,612
施設整備等積立資産(措置)		200,000,000	170,000,000	30,000,000	次期繰越活動増減差額	1,231,202,452	1,245,234,897	△14,032,445
人件費積立資産		121,257,000	116,400,000	4,857,000	(うち当期活動増減差額)	102,874,802	128,311,211	△25,436,409
修繕積立資産		80,074,266	78,074,266	2,000,000				
備品等購入積立資産		56,260,329	52,217,329	4,043,000				
施設整備等積立資産		621,409,833	550,227,198	71,182,635				
土曜会奨学金積立資産		15,351,859	10,527,247	4,824,612				
差入保証金		700,000	650,000	50,000				
長期前払費用		4,542,498	3,635,594	906,904	純資産の部合計	4,039,168,838	3,968,485,001	70,683,837
資産の部合計		4,524,625,089	4,463,827,259	60,797,830	負債及び純資産の部合計	4,524,625,089	4,463,827,259	60,797,830